第2回都政政革本部会議

情報公開調查チーム [参考資料]

参考資料 目次

			~		シ
1	公益通報制度	•		•	3
(1) 公益通報の対象範囲について	•	•	•	5
(2	外部窓口の設置状況について	•	•	•	6
(3	住民からの庁外窓口設置県の状況について	•	•	•	7
(4) 公益通報制度運用状況の公表について	•	•	•	8
(5	公益通報等の実績について	•	•	•	9
(6	公益通報の処理に関する要綱	•	•		10
(7) 東京都教育委員会公益通報弁護士窓口の設置に関する要綱	•	•		13
(8	徳島県・長崎県・佐賀県・大阪府の取組状況(各団体のホームページ)	•	•	•	17
2	審議会等の情報公開				37
(1)附属機関等設置運営要綱	•	•	•	39
(2) 附属機関等設置運営要綱の取扱いについて(通知)	•	•	•	41
(3) 附属機関等の会議・議事録の公開状況(平成 28 年春)	•	•	•	45
(4	他道府県等調査(平成28年9月調査)	•	•	•	46
(5	附属機関等の情報公開チェックリスト	•	•	•	51
(6	り 取組内容(会議の公開を拡大)	•	•	•	107
(7) 取組内容(議事録の公開方法を見直し)	•	•	•	108
(8		•	•	•	109
(9	取組内容 (附属機関等の運営情報の更なる公表)	•	•	•	110
3	公文書開示制度				113
(1) 東京都における情報公開制度の概要	•	•	•	115
(2	》条例に定める「非開示情報」	•	•	•	117
(3	制 都における情報提供(工事設計書)	•	•	•	118
(4	開示手数料制度の概要	•	•	•	119
(5	平成27年度東京都の情報公開制度の運用状況について(年次報告書)	•	•		122
(6	全国市民オンブズマン連絡会議「全国情報公開制度調査」について	•	•	•	141
4	広聴				143
(1) リーフレット「あなたの声お聞きします」都民の声窓口のご案内	•	•	•	145
(2	制 都民の声 処理フロー図	•	•	•	147
(3	制 都への提言、要望、相談等の状況 2016(平成 27 年度年次報告)	•	•	•	148
(4) 「都への提言、要望等の状況」月例報告(7月分)	•	•		198
(5) 「都民の声総合窓口」(都庁総合ホームページ)	•	•		203
(6	制 相談カード (都政一般相談用 様式)	•	•	•	205
5	広報 ~ホームページのあり方~				207
(1) 都庁総合ホームページについて	•	•	•	209
(2	8 各局等が所管する東京都公式ホームページの状況(各局調査)	•	•	•	211
(3		•	•	•	212
(4) ホームページによる行政情報の公開状況の比較(大阪府・市)	•	•	•	214
,	東京都総合ホームページのリニューアル(平成28年8月)				

1 公益通報制度

公益通報の対象範囲について

<他団体の状況>

- 39道府県(8割超)の団体において公益通報の対象範囲を拡大
- 36道府県(約8割)の団体では、通報対象を法令違反行為全般と設定

	対象	団体数	団体名
1	公益通報保護法に基づく公益通報のみ	7	秋田県、茨城県、栃木県、富山県、 愛媛県、大分県、鹿児島県
2	公益通報に加えて、一部の法令違反行為	3	岩手県、福井県、熊本県
3	法令違反行為全般	5	新潟県、石川県、長野県、広島県、 高知県
4	法令違反行為全般に加えて 、 倫理規程違反その他の事実	31	北海道、青森県、宮城県、山形県、福島県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、天庫県、奈良県、和歌山県、烏取県、島根県、岡山県、山口県、福岡県、香川県、福岡県、佐賀県、宮崎県、宮崎県、沖縄県



<対象範囲拡大の効果>

- 行政に対する信用失墜につながる行為を幅広く把握することができ、 適切な対処が可能
- 職員の法令順守意識が向上

外部窓口の設置状況について

<他団体の状況>

- 32府県(約7割)において、外部窓口を設置
- 外部窓口を設置している全団体が、<u>弁護士</u>に依頼

	設置あり	設置なし
団体数	32団体	1 4 団体
団体名	岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、 埼玉県、千葉県、神奈川県、新潟県、 埼玉県、千葉県、神奈川県、新潟県、 福井県、山梨県、長野県、岐阜県、 静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、 京都府、大阪府、島根県、広島県、 山口県、 徳島県 、福岡県、 佐賀県 、 長崎県、熊本県、大分県、宮崎県	北海道、青森県、富山県、石川県、 兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、 岡山県、香川県、愛媛県、高知県、 鹿児島県、沖縄県

※ 下線は住民通報に対応する外部窓口を設置している団体



<設置の効果>

- 外部窓口があることで、職員、住民共に通報しやすい環境が整備
- 住民通報窓口により、県民の視点に立った広範な通報あり
- 通報による調査の結果、違法・不当とは認められなかった場合でも、 指導による改善が可能
- 職員の法令順守意識が向上

住民からの庁外窓口設置県の状況について

1 庁外窓口の設置範囲

徳島県: 知事部局、教育委員会、公営企業、県立病院、行政委員会がそれぞれ窓口を設置

佐賀県: 知事部局、教育委員会がそれぞれ窓口を設置

長崎県: 知事部局(行政委員会、議会を含む)、教育委員会でそれぞれ窓口を設置

2 窓口設置時期

(職員 涌報)

	^/		
	徳島県	平成16年	4月
庁内窓口	佐賀県	平成17年	6月
	長崎県	平成18年	4月
	徳島県	平成17年	9月
庁外窓口	佐賀県	平成19年	4月
	長崎県	平成19年	9月

(住民通報)

	徳島県	平成18年 4月
庁内窓口	佐賀県	
	長崎県	平成19年 9月
	徳島県	平成20年12月
庁外窓口	佐賀県	平成19年 4月
	長崎県	平成19年 9月

3 受理件数

年	度	県名	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
		徳島県			24	23	12	5	6	6	2	
	庁内窓口	佐賀県										
職員		長崎県					2				3	
- 現具		徳島県		窓口こ	ごとの統語	計は取っ	ていない	ため、「	宁内窓□	欄に一	活計上	
	庁外窓口	佐賀県										
		長崎県		1								
		徳島県		窓口ごとの統計は取っていないため、庁内窓口欄に一括計上								
	庁内窓口	佐賀県										
住民		長崎県		1			1					
III		徳島県		窓口で	ごとの統語	計は取っ	ていない	ため、「	宁内窓□	欄に一	活計上	
	庁外窓口	佐賀県		3	2	3	2	1		·	1	2
		長崎県		5	2	1	2	1	1	1		

4 是正措置が講じられた事例等

通報内容	調査結果等
職務中に勤務を離脱し、営利企業 に赴く行為などを行っている。	職務中に勤務を離脱し、営利企業に赴く行為を行うとともに、営利企業の業務に従事することで対価を受領しており、地方公務員法に違反。処分を行った。
職員が巡回業務中に、スーパーの 駐車場で煙草を吸うなど長時間の 休息を行っている。	違法・不当とは認められないが、事実が認められたため、 当該職員及び管理職等に是正を指導した。

公益通報制度運用状況の公表について

<他団体の状況>

- 28府県(約6割)の団体において、公益通報の運用状況を公表
- 28府県のうち21府県が、外部窓口を設置
- 公表の主な内容は、受理件数、通報の内容、調査結果

	公表あり	公表なし
団体数	28団体	18団体
団体名	青森県、岩手県、山形県、福島県、 茨城県、埼玉県、千葉県、神奈川県、 新潟県、山梨県、長野県、岐阜県、 静岡県、愛知県、三重県、大阪府、 兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、 愛媛県、高知県、佐賀県、長崎県、 熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県	北海道、宮城県、秋田県、栃木県、 群馬県、富山県、石川県、福井県、 滋賀県、京都府、奈良県、島根県、 岡山県、広島県、山口県、香川県、 福岡県、沖縄県



<公表の効果>

- 公益通報を重視し適切に対応する姿勢を、対外的にアピールすることが可能
- 県民からの信頼が高まり、公益通報制度の運用を促進
- 広く県民からの通報を受けることで、より適正な行政運営を実現

公益通報等の実績について

庁内・人材支援事業団窓口の対応状況

	二十二	27	10	10	9	က	_	17
2.7	セクハラ 相談	24	10	10	9	က	~	14
H27	サポートダイヤル	က	0	0	0	0	0	3
	公益通報	0	0	0	0	0	0	0
	合計	27	0	6	00	_	0	18
126	セクハラ 相談	21	<u></u>	6	∞	_	0	12
H2	サポートダイヤル	9	0	0	0	0	0	9
	公益通報	0	0	0	0	0	0	0
	1=0	29	00	00	00	0	0	21
5	セクハラ 相談	17	Ŋ	2	Ŋ	0	0	12
H25	サポート ダイヤル	11	2	2	2	0	0	6
	公益通報	-	_	-	_	0	0	0
		牛数	のうち、受理した件数	5ち、調査に着手した件数	ら、是正措置を講じた件数	3のうち、是正措置が必要なかった件数	ち、調査が継続している件数	のうち、受理しなかった件数
		1 通報件数	2 103	3 2022	4 3055,	2 305¢	6 3055,	501 L

2 公益通報弁護士窓口(教育庁)の対応状況

	合計	24	24	24	4	5	15	0
H27	セクハラ関連	2	2	2	2	0	C	0
	体罰等	19	19	19	2	5	12	0
	合計	32	32	32	15	1	9	თ
H26	セクハラ関連	က	ന	თ	~	N	0	0
	体罰等	32	29	29	14	0	9	თ
	合計	41	38	38	12	26	0	m
H25	セクハラ関連	က	ო	m	0	m	0	0
	体罰等	38	35	35	12	23	0	ന
		通報件数	2 1のうち、受理した件数	3 2のうち、調査に着手した件数	4 3のうち、是正措置を講じた件数	2 3のうち、是正措置が必要なかった件数	8 3のうち、調査が継続している件数	1のうち、受理しなかった件数

3 パワハラ 相談 窓口の対向状況

79	1のうち、受理しなかった件数	/
8	3のうち、調査が継続している件数	9
L L	3のうち、是正措置が必要なかった件数	9
21	3のうち、是正措置を講じた件数	4
28	2のうち、調査に着手した件数	3
L E	1のうち、受理した件数	2
116	通報件数	l
H27		

※パワハラ相談窓口は平成27年7月に設置(教職員についても対応)

公益通報の処理に関する要綱

平 成 1 8 年 3 月 1 7 日 17総人人第1132号総務局長決定

改正 平成25年 4月 1日

(目的)

第1条 この要綱は、公益通報者保護法(平成16年法律第122号)の施行に伴い、知事部局、 労働委員会事務局及び収用委員会事務局(以下「知事部局等」という。)において、公益通報(以 下「通報」という。)及びこれに関連する相談(以下「相談」という。)を適切に処理するため、 必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
- (1)職員 知事部局等の職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第2項に規定する一般職及び同条第3項に規定する特別職のうち、労働基準法(昭和22年法律第49号)第9条に規定する労働者をいう。)である者をいう。
- (2)派遣労働者 知事部局等の事業に従事する派遣労働者(労働者派遣事業の適正な運営の確保 及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(昭和60年法律第88号)第2条第2号に 規定する派遣労働者をいう。)である者をいう。
- (3) 契約先等の労働者 事業者(公益通報者保護法第2条第1項第3号に規定する事業者をいう。)が知事部局等との契約に基づいて行う事業に従事する労働者(労働基準法第9条に規定する労働者をいう。以下同じ。)及び指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。)が行う知事部局等の公の施設の管理の業務に従事する労働者である者をいう。
- (4) 職員等 職員、派遣労働者及び契約先等の労働者をいう。
- (5) 通報 職員等が、知事部局等又は知事部局等の事業に従事する場合におけるその職員(地方公務員法第3条第2項に規定する一般職及び同条第3項に規定する特別職をいう。)、代理人その他の者について、通報対象事実(公益通報者保護法第2条第3項に規定する通報対象事実をいう。以下同じ。)が生じ、又はまさに生じようとしていると思料して、氏名を明らかにし、その旨を公益通報窓口に対し知らせることをいう。
- (6) 相談 職員等が、通報処理の仕組み、通報対象事実の該当の有無等について、公益通報窓口 に対し助言を求めることをいう。
- (7) 公益通報窓口 職員等から通報又は相談を受ける第4条に規定する局窓口、第5条に規定する部所担当課、所属長である上司(以下「上司」という。)、第6条に規定する全庁窓口、総務局行政監察室及び一般財団法人東京都人材支援事業団管理部相談課(以下「事業団」という。)をいう。

(局長等の責務)

- 第3条 局長(これに相当する職にある者を含む。以下「局長等」という。)は、通報又は相談があった場合は、必要な措置を迅速かつ適切に講じなければならない。
- 2 局長等は、職員又は派遣労働者が、通報又は相談をしたことを理由として、当該局の事業に従事する職場で不利益な取扱いを受けることがないよう配慮しなければならない。

(局窓口の設置、担当者の選任)

- 第4条 人事主管課を局の公益通報窓口(以下「局窓口」という。)とする。
- 2 人事主管課長は、局窓口に公益通報担当者(以下「担当者」という。)を置く。
- 3 人事主管課長は、人事主管課の常勤の一般職員のうちから、係長級の職員を含む複数の者を担当者に選任する。

(部所担当課の指定)

第5条 局長等は、本庁各部及び2級事業所単位に部・事業所公益通報担当課(以下「部所担当課」 という。)を指定する。

(全庁窓口の設置)

第6条 総務局人事部人事課を全庁の公益通報窓口(以下「全庁窓口」という。)とする。

(公益通報窓口の職務)

- 第7条 局窓口は、通報を受けた場合等は、全庁窓口に対し、速やかに報告するとともに、調査を 行い、通報対象事実があると認められた場合は、是正措置及び再発防止措置(以下「是正措置等」 という。)を講じる。
- 2 部所担当課は、通報を受けた場合等は、局窓口に対し、速やかに報告するとともに、局窓口の指導の下、必要に応じて調査を行う。
- 3 上司は、通報を受けた場合は、部所担当課に対し、速やかに報告するとともに、部所担当課の 指導の下、必要に応じて調査を行う。
- 4 全庁窓口は、他の任命権者及び事業団との連絡調整、局窓口に対する指導及び助言等を行うほか、通報を受けた場合等は、局窓口に対し、速やかに通知する。
- 5 総務局行政監察室は、通報を受けた場合は、局窓口又は全庁窓口に対し、速やかに報告する。 なお、複数の局に関係するなど、都又は知事部局等全体に影響を及ぼす程度の重要な事案、措置 に緊急を要する事案等については、局窓口と連携して調査を行う。
- 6 事業団は、通報を受けた場合は、全庁窓口に対し、速やかに報告する。
- 7 公益通報窓口は、相談を受けた場合は、助言を適切に行う。

(通報・相談)

- 第8条 職員等は、いずれの公益通報窓口に対しても通報又は相談をすることができる。ただし、 上司に対して行うことができる者は職員及び派遣労働者とし、事業団に対して行うことができる 者は職員とする。
- 2 通報及び相談の方法は、面談、電話又は文書による。ただし、職員が、総務局行政監察室に対し通報又は相談をする場合は、電子的方式で作られた記録(サポートダイヤルTAIMS版をいう。以下「電子的記録」という。)による方法を含み、事業団に対し通報又は相談をする場合は、面談又は電話による方法とする。

(相談の受付)

第9条 相談を受けた公益通報窓口は、相談者の秘密保持に配慮しつつ、相談の内容に応じて助言 を適切に行うとともに、相談者の秘密は保持されること及び相談者に対する不利益な取扱いのな いことを、相談者に対し説明する。

(通報の受付等)

第10条 通報を受けた公益通報窓口は、通報者の秘密保持に配慮しつつ、通報者の氏名、所属及

- び連絡先並びに通報内容となる事実を把握するとともに、通報者の秘密は保持されること及び通報者に対する不利益な取扱いのないことを、通報者に対し説明する。
- 2 通報内容の事業を所管する局の局窓口等は、通報を受理し、調査を行う場合は受理した旨及び 調査を行う旨を、通報を受理し、調査を行わない場合は受理した旨並びに調査を行わない旨及び その理由を、通報を受理しない場合は受理しない旨及びその理由を、通報者に対し、遅滞なく(文 書又は電子的記録による通報の場合は、通報を受けた日から20日以内に(文書により通知する 場合は、通報を受けた日から20日以内に文書が通報者に到達するように))通知する。

(調査の実施等)

- 第11条 通報内容の事業を所管する局の局窓口等は、通報者の秘密保持に配慮しつつ、遅滞なく、 被通報者その他の関係者からの事情聴取その他の必要かつ相当と認められる方法で調査を行う。
- 2 通報内容の事業を所管する局の局窓口は、調査中であっても、緊急かつ必要な措置を講じなければならない場合は、直ちに、通報対象事実の中止その他の措置を講じる。

(是正措置の実施等)

- 第12条 通報内容の事業を所管する局の局窓口は、調査の結果、通報対象事実があると認められた場合は、速やかに是正措置等を講じるとともに、必要に応じて、関係者に対する懲戒処分等の手続を行う。
- 2 通報内容の事業を所管する局の局窓口は、是正措置等を講じた場合は事実関係及び是正措置等の概要等を、通報対象事実があると認められなかった場合又は調査を尽くしても当該事実の存否が明らかにならなかった場合はその旨を、関係者のプライバシーに配慮しつつ、通報者に対し、遅滞なく通知する。

(通報者等の保護等)

- 第13条 職員等は、通報又は相談をしたことを理由として、不利益な取扱いを受けない。
- 2 この要綱に定める事務に従事する者は、通報者及び相談者その他関係者のプライバシーに十分配慮し、知り得た秘密は厳守しなければならない。
- 3 この要綱に定める事務に従事する者は、自らが関係する通報処理に関与してはならない。

(通報者等の責務)

- 第14条 職員等は、虚偽の通報、他人をひぼう中傷する通報、他人の業務を妨害する通報その他の不正の目的の通報をしてはならない。
- 2 職員等は、他人の正当な利益又は公共の利益を害する通報をしないよう努めなければならない。
- 3 被通報者その他の関係者は、通報内容の事業を所管する局の局窓口等が行う調査に協力しなければならない。
- 4 職員は、他の任命権者が所管する通報内容の関係者である場合は、当該他の任命権者の公益通報窓口が行う調査に協力しなければならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、この要綱を実施するために必要な事項は、総務局人事部 長が別に定める。

附則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

東京都教育委員会公益通報弁護士窓口の設置に関する要綱

平成25年4月23日25教総総第136号教育長決定

(目的)

第1条 この要綱は、教育庁、教育事務所、教育庁出張所、事業所及び都立学校(以下「教育庁等」 という。)並びに東京都内の区市町村立学校(以下「区市町村立学校」という。)における法令違反 等の不適正な行為を通報するための弁護士窓口の設置及び運用に関し必要な事項を定め、もって法 令遵守(コンプライアンス)の推進に資することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - (1) 職員 教育庁等の職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第2項に規定する一般職及び同条第3項に規定する特別職のうち、労働基準法(昭和22年法律第49号)第9条に規定する労働者をいう。)である者をいう。
 - (2) 県費負担教職員 区市町村立学校に勤務する県費負担教職員(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第37条に規定する県費負担教職員をいう。)をいう。
 - (3) 児童・生徒、保護者 都立学校及び区市町村立学校に通う児童・生徒及びその保護者をいう。
 - (4) 通報 職員、県費負担教職員又は児童・生徒、保護者が、教育庁等若しくは区市町村立学校 又は教育庁等若しくは区市町村立学校の事業に従事する場合におけるその職員、県費負担教職員、 代理人その他の者について、法令等に違反する不適正な事実(以下「通報対象事実」という。) が生じ、又はまさに生じようとしていると思料して、原則として氏名を明らかにし、その旨を弁 護士窓口に対し知らせることをいう。
 - (5) 相談 職員、県費負担教職員又は児童・生徒、保護者が、通報の処理の仕組み、通報対象事 実等の該当の有無等について、弁護士窓口に対し助言を求めることをいう。
 - (6) 弁護士窓口 職員、県費負担教職員又は児童・生徒、保護者から通報又は相談を受ける第5 条第1項に規定する弁護士の窓口をいう。

(東京都教育委員会教育長の責務)

- 第3条 東京都教育委員会教育長(以下「教育長」という。)は、弁護士窓口に通報又は相談があった場合は、必要な措置を迅速かつ適切に講じなければならない。
- 2 教育長は、職員等、県費負担教職員又は児童、生徒、保護者が、弁護士窓口に通報又は相談をしたことを理由として、教育庁等又は区市町村立学校で不利益な取扱いを受けることがないよう

必要な措置を講じなければならない。

(弁護士窓口の設置及び担当弁護士の委嘱)

- 第4条 東京都教育委員会は、通報窓口として、弁護士窓口を設置し、通報担当弁護士(以下「担当弁護士」という。)を置く。
- 2 担当弁護士は、現に弁護士の資格を有し、弁護士窓口の業務に必要な識見を有する者のうちから、教育長が委嘱する。
- 3 担当弁護士の任期は、1年とする。ただし、補欠の担当弁護士の任期は、前任者の残任期とする。
- 4 担当弁護士は、再任されることができる。

(弁護士窓口に係る所管課及び担当者の選任)

- 第5条 教育庁総務部総務課(以下「総務課」という。)を弁護士窓口と連絡調整を行う所管課(以下「教育庁窓口」という。)とし、総務部人事担当課長(以下「人事担当課長」という。)をその責任者とする。
- 2 人事担当課長は、総務課の常勤の一般職員のうちから、複数の者を教育庁窓口の担当者に選任する。

(弁護士窓口に係る部所担当課の設置)

第6条 教育庁各部ごとに、通報を担当する所管課(以下「部所担当課」という。)を置く。

(担当弁護士、教育庁窓口及び部所担当課の職務)

- 第7条 担当弁護士は、通報を受けた場合等は、教育庁窓口へ報告する。
- 2 教育庁窓口は、担当弁護士から前項の報告を受けた場合は、必要に応じて関係する部所担当課に 調査を行うよう指示する。また、調査の結果、通報対象事実があると認められた場合は、是正措置 及び再発防止措置(以下「是正措置等」という。)についても併せて報告するよう指示する。
- 3 関係する部所担当課は、教育庁窓口から調査又は是正措置等の指示を受けた場合は、速やかに調査を行い又は是正措置等を講ずるとともに、結果を人事担当課長宛てに報告する。
- 4 部所担当課は、前項の調査又は是正措置等を行うに当たり、当該事案に関係する教育事務所、教育庁出張所、事業所及び区市町村教育委員会等と連携して対応するとともに、必要に応じ指導、助言又は援助等を行う。
- 5 教育庁窓口は、弁護士窓口及び部所担当課との連絡調整を行う。
- 6 担当弁護士は、相談を受けた場合は、必要に応じて教育庁窓口と協議し助言を適切に行う。
- 7 第1項及び前項の規定により通報の報告及び相談の協議を行う場合において、担当弁護士は、教育庁窓口に対し通報者及び相談者(以下「通報者等」という。)の氏名等本人に係る情報は報告しないこととする。ただし、通報者等が氏名等を教育庁窓口に報告することをあらかじめ承諾している場合は、この限りでない。

(通報・相談)

- 第8条 通報及び相談は、通報者等が別紙様式を弁護士窓口宛て電子メール又はファクシミリで送付することにより行う。
- 2 通報及び相談は、原則として通報者等の氏名を明らかにして行うものとするが、通報者等が特に 希望する場合は、匿名により行うことができる。

(相談の受付等)

第9条 相談を受けた担当弁護士は、相談内容に応じて、助言を適切に行う。助言に当たっては、相談者の秘密保持に配慮しつつ、教育庁窓口と協議することができる。

(通報の受付等)

- 第10条 通報を受けた担当弁護士は、受け付けた通報内容を教育庁窓口へ報告し、必要に応じて通報内容への対応について、教育庁窓口と協議を行う。
- 2 担当弁護士は、教育庁窓口が通報を受理し調査を行う場合はその旨を、教育庁窓口が通報を受理し調査を行わない場合及び教育庁窓口が通報を受理しない場合はその旨及びその理由を、通報者に対し通報を受けた日から原則として20日以内に(文書により通知する場合は、通報を受けた日から原則として20日以内に文書が通報者に到着するように)通知する。ただし、匿名による通報及び通報者に通知する手段がない場合は、この限りでない。
- 3 担当弁護士は、通報として送付された事案の内容が、第2条(4)に定める通報に該当しないと判断した場合には、当該事案を相談として対応し、相談内容に応じた窓口を案内するなど適切に処理する。

(調査の実施等)

- 第11条 部所担当課等は、遅滞なく、被通報者及びその他の関係者から事情聴取その他の必要かつ 相当と認められる方法で調査を行う。
- 2 部所担当課等は、調査中であっても、緊急かつ必要な措置を講じなければならない場合は、直ちに、通報対象事実に係る行為等の中止その他の措置を講じる。

(是正措置の実施等)

- 第12条 部所担当課等は、調査の結果、通報対象事実があると認められた場合は、速やかに是正措 置等を講じる。
- 2 担当弁護士は、部所担当課等による調査の結果、通報対象事実があると認められ、是正措置等が 講じられた場合は事実関係及び是正措置等の概要等を、通報対象事実等があると認められなかった 場合又は調査を尽くしても当該事実の存否が明らかにならなかった場合はその旨を、関係者のプラ イバシーに配慮しつつ、通報者に対し遅滞なく通知する。ただし、匿名による通報及び通報者に通

知する手段がない場合は、この限りでない。

(通報者等の保護・利益相反関係の排除等)

- 第13条 職員等、県費負担教職員又は児童・生徒、保護者は、通報又は相談をしたことを理由として、不利益な取扱いを受けない。
- 2 この要綱に定める事務(調査及び是正措置等を含む。以下同じ。)に従事する者は、通報者等その他関係者のプライバシーに十分に配慮し、知り得た秘密は厳守しなければならない。
- 3 この要綱に定める事務に従事する者は、自らが関係する通報処理に関与してはならない。
- 4 この要綱に定める事務に従事する者は、区市町村教育委員会等と連携して対応する場合において、 当該区市町村教育委員会等においても前3項に準じた取扱いが行われるよう十分に配慮しなけれ ばならない。

(通報を行おうとする者等の責務)

- 第14条 この要綱に基づき通報を行おうとする者は、虚偽の通報、他人をひぼう中傷する通報、他人の業務を妨害する通報その他の不正の目的による通報をしてはならない。
- 2 この要綱に基づき通報を行おうとする者は、他人の利益又は公共の利益を害する通報をしないよう努めなければならない。
- 3 被通報者その他の関係者は、教育庁窓口及び部所担当課等が行う調査に協力しなければならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、この要綱を実施するために必要な事項は、教育庁総務部長が別に定める。

附則

この要綱は、平成25年4月26日から施行する。

ご利用案内 背景色 白 青 黒 ふりがなをつける よみあげる 文字サイズ 小さく 標準 大きく

Tokushima Prefectural Government 法人番号:4000020360007

> Deutsch 祖母の かオンズベージ スマートフォンサイト 機帯サイト 目的から探す 地域から探す 組織から探す サイトマップ

トップページ

くらし

教育·文化

観光 物産

産業・労働

県土づくり

行政·地域

防災

職員等からの通報制度

トップページ > 職員等からの通報制度

職員等からの通報制度とは

県(知事部局、労働委員会事務局及び収用委員会事務局)又は県職員(知事部局、労働委員会事務局及び収用委員会事務局)の不正行為等を早期に発見して、速やかに是正に繋げ、法令遵守等をさらに推進するため、県職員はもちろん、県民の皆様などから通報していただく制度です。 (どなたでも通報できます。通報の秘密は守ります。)

⇒職員等からの通報制度に関するQ&A

受付窓口

通報窓口は、「監察局」と「外部相談員(弁護士)」の2つがあります。封書又は電子メールで通報して下さ

監察局

- ・封書の場合は、 〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地 「監察統括監(公益通報)」宛 ※「親展」と記載して下さい。
- ・電子メールで通報する場合は、次をクリックして下さい。

【外部相談員(1)】

- ·封書の場合は、 〒770-0854 徳島市徳島本町1丁目9番地NODAビル2階 笹谷 正廣 弁護士 宛
- ・電子メールで通報する場合は次のアドレスへお送り下さい。 gaibusasatani@mb.tcn.ne.jp

【外部相談員(2)】

·封書の場合は、 〒770-0844 徳島市中通町1丁目8番地 田中 浩三 弁護士 宛

・電子メールで通報する場合は次のアドレスへお送り下さい。 gaibutanaka@bird.ocn.ne.ip

※通報は、監察局又は外部相談員が受付しますが、内容により関係部局と連携して処理させていただく場合もあります。

このページに関するお問い合わせは

監察局 電話番号:088-621-2755 ファクシミリ:088-621-2756 メールアドレス:<u>kansatsukyoku@pref.tokushima.jp</u>

| 個人情報の取り扱い | 著作権 | 免責事項 | お問い合わせ | | RSSについて |

ご利用案内 背景色 白 青 黒 ふりがなをつける 文字サイズ 小さく 標準 大きく よみあげる

Tokushima Prefectural Government 法人番号:4000020360007

> English 中文 Deutsch 한국이 ションスページ A スマートフォンサイト 原語サイト ② 検索 目的から探す 地域から探す 組織から探す サイトマップ

トップページ

くらし

教育•文化

観光 物産

産業·労働

県土づくり

行政,地域

防災

O&A 一職員等からの通報制度

トップページ > 職員等からの通報制度 > Q&A - 職員等からの通報制度

職員等からの通報制度に関するQ&A

- 01 どのような事案が通報の対象となりますか。
- 県(知事部局、労働委員会事務局及び収用委員会事務局)若しくはその事業又は県職員(知事部局、労働委員会事務局及び収用委員会事務局)若しくはその行為について、次のいずれかに該当するものを対象とします。 A1
 - (1)法令(条例、規則及び訓令含む。)違反又はこれに至るおそれのあるもの (2)県民の生命又は健康に重大な損害を与えるおそれのあるもの (3)行政事務処理等における不適切な行為 (4)職務外の非行や信用失墜行為 (5)その他県民全体の利益等公益に反するおそれのあるもの

どなたでも通報できますが、次の類に該当するものは対象外とします。

- (1)個人に対する誹謗中傷 (2)私利私欲等の不正な意図又は私憤、敵意等個人的な感情によるもの (3)県職員自らの人事上の処遇、給与その他勤務条件に関する事案 (4)その他、当該「職員等からの通報制度」の趣旨にそぐわないものなど

なお、通報の対象に該当するものであっても、その内容が真実であると信じるに足りるものであることが必要です。(「通報の事案について単なる伝聞等ではなく、通報事実を裏付けると思われる証拠を有する場合など、相当の根拠を有する場合」等を言います。)

- 02 **匿名でも通報できますか。**
- 通報できます。(ただし、匿名の場合、十分な調査ができない場合がありますので、できる限り、氏名、連絡先等をご記入願います。) A2
- 県職員が通報した場合に、連絡したことが職場に漏れる心配はありませんか。また、通報したことで不利な取扱いを受けることはありませんか。 Q3
- A3 通報の内容は、監察局職員等、ごく限られた者しか知り得ない上、秘密の保持が義務付けられて 通報の内容は、単元のできない、一元ではます。 います。 また、通報があったことを明らかにしないで、調査を行うなど、通報者の秘密の保持に最大限の配慮をします。 したがって、通報したことで、不当な取扱いを受けることはありませんが、万一、職場で嫌がらせ等を受けた場合は、再度通報することができます。

このページに関するお問い合わせは

監察局 電話番号:088-621-2755 ファクシミリ:088-621-2756 メールアドレス:<u>kansatsukyoku@pref.tokushima.jp</u>

| 個人情報の取り扱い | 著作権 | 免責事項 | お問い合わせ | | RSSについて |

長崎県法令違反等通報制度

2013年7月18日更新

長崎県では、職員等の法令違反行為等に対して、職員や県民の方が県に対して通報を行うことができる「長崎県法令違反等通報制度」を設けました。

通報があった行為や事実に対して、必要に応じて調査や是正措置を行い、併せて通報者の保護を図ります。

なお、教職員等を対象とする通報制度につきましては、教育委員会のホームページをご覧いただきますようお願いします。

【長崎県教育委員会法令違反等通報制度】

http://www.pref.nagasaki.jp/edu/info/tsuuhou/index.php

1. 通報を行うことができる者

- (1) 職員等(正規職員、臨時職員、非常勤職員、その他の労務提供者)
- (2) 職員等以外の者(県民の方)

2. 通報の対象となる行為又は事実

- (1) 法令に違反する行為又はそのおそれのある事実
- (2) 個人の生命、健康、財産若しくは生活環境等を害し、又はこれらに対して重大な影響を与えるおそれのある行為
- ※ 不正な利益を得る目的、職員を誹謗中傷する目的、第三者に損害を与える目的のものは 対象となりません。

3. 通報の窓口

(1) 県の窓口

所 属	総務部人事課長
通報郵送先	長崎県長崎市江戸町2番13号
ファクシミリ	095-895-2550
電子メール	s01020@pref.nagasaki.lg.jp

(2) 外部窓口(弁護士)

氏 名	石橋 龍太郎
洛根郵 学生	長崎県長崎市万才町6番11号
通報郵送先	三井ビル1階塩飽志郎法律事務所
ファクシミリ	095-823-1403

※ 下記の様式等により、親展文書(封書)、ファクシミリ又は電子メール(県の窓口に限ります。)により上記いずれかの窓口へ送付してください。

<u>通報書の様式[PDFファイル/231KB]</u>

4. 通報者の保護

通報者は、正当な通報を行ったことを理由として、いかなる不利益な取扱いも受けません。

5. 通報者の氏名等

通報にあたっては、原則として氏名及び連絡先を明らかにしなければなりません。 ただし、外部窓口(弁護士)への通報のうち、通報者が希望する場合は、弁護士は県に対して 通報者の氏名等を報告の対象外とします。

長崎県法令違反等通報制度に関するお問い合わせ

長崎県総務部人事課人事班

電話

095-895-2153

ファクシミリ 095-895-2550

このページの掲載元

人事課

住所:長崎県長崎市江戸町2番13号

電話:095-895-2152

ファクシミリ:095-895-2550

企業 佐賀県 世界に誇れる 佐賀づくり

Q

くらし・子育て 健康・福祉 しごと・産業

観光・文化・スポーツ

県土・まちづくり

県政情報

ホーム > 分類から探す > 県政情報 > ご意見・情報公開・相談窓口 > 相談窓口案内 > ご利用ください 県庁・教育庁ほっとライン「県民窓口」

<u>ホーム</u> > <u>組織から探す</u> > <u>総務部</u> > <u>人事課</u> > ご利用ください 県庁・教育庁ほっとライン「県民窓口」

ご利用ください 県庁・教育庁ほっとライン 「県民窓口」

いいね!の

ツイート C LINEで送る

○ 県庁・教育庁ほっとライン「県民窓口」とは?

「県職員や県立中高校の教職員が、その仕事をするにあたって、法令違反など県民の信頼を損なうようなことをしている」等の事実がある場合、そのこ とを相談・通報していただける窓口です。具体的には弁護士が窓口になります。

【相談・通報の対象となるのは】

県庁、県の現地機関、県立施設の職員、あるいは県立中高校等の教職員が、その仕事をするにあたって、次のいずれかに該当する行為をしている事実が ある場合です。

法令(条例、規則等を含む)に違反し、又は違反するおそれがある行為

県民等の生命又は身体の保護及び利益の擁護、環境の保全、公正な競争の確保等に重大な影響を与えるおそれがある行為 県に対する県民等の信頼を損なうおそれがある行為

○ なぜ、こうした窓口をつくったのですか?

県では、県民の皆さんから信頼していただける佐賀県庁を目指し、誠実かつ公平・公正に仕事をしていきます。ですから、もしそうでない事実があれ ば、きちんと調査し、改善します。そのために「県民窓口」をつくりました。直接、県庁や県教育委員会に相談や通報がしづらいときは、この「県民窓 口」をご利用ください。

※各学校での生徒指導に関するものについては、まず教育庁学校教育課にご相談ください。

○ 通報者の個人情報は保護されますか?

通報された方のご住所、お名前、連絡先、メールアドレスなどの個人情報は、ご本人の同意がない限り、「県民窓口」を担当する弁護士以外が知ること はありません。

○ 誰が調査を行うのですか?

通報内容によって、「県民窓口」を担当する弁護士が直接調査する場合と、弁護士の指示により県又は県教育委員会の担当部署(県総務部人事課又は 県教育委員会教育総務課)が行う場合とがあります。

なお、調査を行う県や県教育委員会の担当部署も、通報された方の個人情報を知ることはありません。

○ 調査結果は知らせてくれるのですか?

調査結果は、「県民窓口」担当の弁護士から、通報された方の連絡先にお知らせします。なお、県のホームページにも、通報の概要や改善策を公表しま

- ・県庁ほっとラインの運用状況
- ・教育庁ほっとラインの運用状況
- 具体的な通報の方法は?
- 1 通報は、下記の県民窓口へ電子メール又は封書でできます。
- 2 通報の様式は特にありません。ただし、通報にあたっては、次のことを記載してください。
- (1) ご氏名、ご連絡先
- (2) 具体的な内容(いつ、どこで、誰が、何をした、といった事実を可能な限り記載してください。) また、証拠となるものがあればご提供ください。
- (3) 調査結果の公表の希望の有無 (特に記載がない場合は、概要を公表します。)

なお、(1)及び(2)の記載がない場合、確実な調査ができなかったり、調査結果等のお知らせができない場合がありますのでご了承ください。

3 県民窓口

〒840-0825

佐賀市中央本町1番10号 ニュー寺元ビル三階

松尾弘志法律事務所 松尾弘志弁護士

E-mail: k-hotline@pref.saga.lg.jp

○封書での通報の場合は、封筒に「親展」「公益通報」と朱書きしてください。

○電子メールでの通報の場合は、メールの件名に「公益通報」と記載してください。

(メールは松尾弁護士のみが受信します。メールの件名に「公益通報」の記載がない場合、通報メールとして確認できないことがありますので必ず記入してください。)

添付ファイル

添付資料

- ・🎤 <u>県庁ほっとライン(佐賀県庁公益通報制度)実施要綱(平成28年9月12日改正)</u> 🗅 (PDF:137.7キロバイト)
- ・ 教育庁ほっとライン (佐賀県教育委員会公益通報制度) 実施要綱(平成28年4月1日改正) ロ(118KB; PDFファイル)

総務部 人事課

このページに関する

電話:0952-25-7011

お問い合わせは

ファックス:0952-25-7291

⊠ jinji@pref.saga.lg.jp

(ID:20108)

□ このマークがついているリンクは別ウィンドウで開きます



※資料としてPDFファイルが添付されている場合は、Adobe Acrobat(R)が必要です。

PDF書類をご覧になる場合は、Adobe Readerが必要です。正しく表示されない場合、最新バージョンをご利用ください。

あなたが最近チェックしたページ

[すべての履歴を削除]

2016年8月10日更新

県庁ほっとライン(佐賀県庁公益通報制度)の運用状況 [x]

2015年5月14日更新

公益通報者保護法 [x]

ベージの先頭へ

ホームページについて

アクセシビリティについて

リンク集 サイトマップ

個人情報の取り扱い

サイトボリシー

佐賀県庁(法人番号:1000020410004) 〒840-8570 佐賀市城内1丁目1-59 Tel:0952-24-2111(代表)

交通アクセス

庁舎案内

各課へのお問合せ

Copyright@ 2016 Saga Prefecture.All Rights Reserved.

佐賀県 人を大切に、世界に誇れる佐賀づくり

Q

くらし・子育で

健康・福祉

観光・文化・スポーツ

県土・まちづくり

県政情報

 $x = \Delta$ > 分類から探す > <u>県政情報</u> > <u>ご意見・情報公開・相談窓口</u> > <u>相談窓口案内</u> > 県庁ほっとライン(佐賀県庁公益通報制度)の運用状況

<u>ホーム</u> > <u>組織から探す</u> > <u>総務部</u> > <u>人</u>事課 > 県庁ほっとライン(佐賀県庁公益通報制度)の運用状況

県庁ほっとライン(佐賀県庁公益通報制度)の運用状況

UN142!0

ツイート CLINEで送る

最終更新日:2016年8月10日 | **総務部 人事課** TEL:0952-25-7011 FAX:0952-25-7291 ☑:<u>iinji@pref.saga.la.ip</u>

- ●県庁ほっとライン(佐賀県庁公益通報制度)(平成17年6月8日施行 平成19年4月1日改正)の運用状況について
- ●現在までの通報件数 14件(平成28年8月10日現在) ※通報があれば、そのつど更新します。

●通報案件の概要

通報日	通報先	通報概要	調査結果・県の対応	
平成 28 年 2 月 20 日	県民 窓口	佐賀城本丸歴史館において、職員が関係者に対して大勢 の人の前で怒鳴るなどの言動をとっていた。 また、十分な説明がなかったにもかかわらず、一方的な 指摘を何度も受けた。	通報受理後、調査を行ったところ、事前の打ち合わせやコミュニケーションが十分でなかったことから関係者に不愉快だと受け止められてもやむを得ない職員の言動があった。 【その後の対応】 佐賀城本丸歴史館では今回の調査結果を受けて、次のように対処した。 (1)関係者と禁止項目や利用制限を確認するため「チェックシート」を用い、事前に十分な打合わせ行う。 (2)作業当日は、丁寧で分かりやすい言葉で関係者に説明を行うなど十分なコミュニケーションを図る。 (3)全職員を対象に接遇の研修を実施した。	
平成27年7月24日	県民窓口	ある県職員が公用の固定電話機を使用して私的な通話 を勤務時間内に行っていた。	通報受理後、調査したところ、過去に公用の固定電話機を使用して私的な通話を 動務時間内に行っていた事実及び当時、所属長から既に注意を受けていた事実が認 められた。 【その後の対応】 今回の調査に関連してなされた県民窓口からの意見を踏まえ、全職員に対し、 (1) 固定電話に限らず公用の電話を私的に使用しない旨の注意喚起を行うととも に、 (2) 公用パソコン等の使用も同様であり、業務目的以外で使用しない旨の注意喚起 を合わせて行った。	
成		佐賀城本丸歴史館において、施設の使用希望者に対して他の職員の前で侮辱する発言を行うなどの不誠実な対応があった。	通報受理後、調査を行ったところ、当該職員が施設の使用希望者に対して、後になって使用は許可できないと取られる発言や対応のほか、他の職員の前で使用希望者が若く未熟である旨の発言をした事実が認められた。 【その後の対応】 本丸歴史館では今回の調査結果を受けて、次のように対処した。 (1) 全職員を対象に接遇の研修を実施した。	

B			(2) 個人の施設の使用について明文化されていない部分や特殊な構造である施設を保全する必要性などを加え、「施設使用に係る運用規程」を改正した。 (3) パンフレット、ホームページについて、運用規程の改正に基づき使用許可にあたっての禁止事項や使用制限内容をわかりやすい表現に改善した。 (4) 実務の現状を踏まえつつ、施設の使用希望者とのトラブルが発生しないよう受付用のマニュアルを整備すると共に、禁止項目や使用制限を双方が確認できるようチェックシートを作成した。
平成 23 年 8 月 5 日	県民窓口	ある県職員が、勤務時間中に業務用パソコンを利用 し、ツイッター上(個人アカウント)に私的な書込・投稿 を行っている。また、勤務時間外にツイッター上に書込・ 投稿を行ったものの中に、女性を蔑視するような差別的な 表現が含まれている。 さらに、ツイッターのフォロワーの中にも県職員と思 われる者がおり、勤務時間中に書込・投稿を行っているよ うである。	通報受理後、調査を行った結果、当該職員が勤務時間中及び勤務時間外に業務用 パソコンを利用し、ツイッター上に私的な書込・投稿を行った事実及び勤務時間外 に差別的な表現とされる書込・投稿を行った事実をそれぞれ確認した。 なお、特定はできなかったが、投稿の内容や体裁から、当該職員以外の職員が勤務時間中にツイッター上に私的目的で書込・投稿を行っている事実を窺うことができるものが見受けられた。 【その後の対応】 今回の調査に関連してなされた県民窓口からの意見を踏まえ、全職員に対し、 (1) コンプライアンスの基本方針を再確認する (2) 業務用パソコン及び公用携帯は私的目的に利用しない (3) 勤務時間中は、ツイッター等への私的目的に利用しない (4) プライベートでツイッター等を利用する場合も、公序良俗に反する内容等の書込みは行わない旨の注意喚起を行った。
	県民窓口	ある県職員が、生活保護の手続の過程で個人情報を漏 洩している。また、生活保護に関する説明責任を果たして いない。	通報受理後、調査を行い、関係法令を検討したところ、職員の対応において通報 のあったような違法、不当な事実は認められなかった。
	県民窓口	有田窯業大学校において、職員からのアカデミック・ ハラスメントによる退学者が続いている。	通報受理後、調査を行ったが、通報内容が具体的でなかったため、通報に関する 具体的な事実関係を確認することはできなかった。 【その後の対応】 通報事案の特定はできなかったが、職員の対応について苦情が寄せられている事 実があった。 案業大学校ではこのことを受けて、事実関係を確認の上、各種のハラスメント防 止体制を整備した。
平成 21 年 9 月 4 日	窓	県に書簡で意見投稿し、回答があったが、その内容が 県ホームページ「県政へのご意見」に掲載されていない。 県にとって不都合な内容のものを掲載していないのではな いか。	通報受理後、県民等からの電子メールや書簡等による意見・質問等の取扱状況について調査を行ったところ、ホームページへ掲載することをあらかじめ投稿者に告知して運営している「知事への提案」「県政へのご意見」で受け付けた電子メールについては原則として掲載し、それ以外の意見・質問等については掲載しないという取扱いであった。 県においては、あらかじめ定めた運用ルールに則った取扱いがされており、県にとって都合のよい情報と悪い情報を不正に選別しているといった事実は認められなかった。
平 成 21 年	١.	中央児童相談所及び婦人相談所において、一時保護等 された児童及び婦人(特定個人)に対する不適切な対応が あった。	通報受理後、両相談所に対して調査を行ったところ、通報のあったケースにおい て不適切な対応がなされた事実は認められなかった。

8 月 21 日			【その後の対応】 今回の調査に関連してなされた県民窓口からの意見をふまえ、児童の一時保護の期間を延長する場合には、第三者機関の意見を聴取し、検証を行うよう、業務のやり方を見直した。
平 成 21 年 4 月 30 日	県民窓口	ある県職員が職務怠慢である。出勤しても何もせず、周 囲のモチベーションを下げている。周りも上司もあきらめ ている。	通報受理後、本人の勤務状況について調査を行ったところ、出勤日において怠業 の事実は認められなかった。
平成 21 年 2 月 10 日	県民窓口	ある県職員の勤務態度が目に余る。 (1)勤務時間中の長時間の離席、無断外出、私用電話、毎日の遅刻。 (2)勤務時間中の、業務用パソコンの私的利用(インターネット閲覧等) (3)正規の勤務時間内に仕事をせず、深夜勤務や休日勤務をしている。	通報受理後、調査を行ったところ、当該職員については、通報がある以前に左記のうちの一部の行動が認められたため、上司から本人に注意をしていた。 通報を受けて行った状況調査においては、以前と同様の不適切な行動は確認できなかった。 また、そのほかの指摘の事実も確認できなかった。 「不当な深夜勤務と休日勤務」については、時間外勤務命令等の関係文書の内容にも不審な点はなかった。 【その後の対応】 本件について、公益通報の一例として全職員に紹介し(個人情報を除く)、職務専念義務等についての注意喚起を行った。
平成 20 年 9 月 30 日	民窓	県が河川管理のために行なっている除草に伴い発生した 刈草について、 (1)現場で焼却(野焼き)することは違法ではないか。 (2)一般廃棄物処理業者へ引き渡した分は適正に処理されているのか。 (3)実際は野焼きによる処理がほとんどではないか。	県が河川等の管理を行なうために必要な、刈草等の現場焼却については、廃棄物処理法第16条の2第3号及び同施行令第14条第1号に該当し、焼却設備を用いない焼却が認められており、これに基づいて処理を行なっている。 通報受理後、実態調査を行なったところ、河川敷から発生した刈草については約90%が現場焼却により処理されていた。 平成19年度における一般廃棄物処理業者への引渡実績はなかった。 なお、一般廃棄物処理業者の業務に関しては所在市町が管理監督を行なうこととなっている。 【その後の対応】 引き続き刈草の有効利用などの対策に努め、現場焼却分の削減を図っていくこととした。
平 成 20 年 1 月 21	県民窓口	有田窯業大学校の教師が授業を放棄している。 職務怠慢 で税金の無駄遣いではないか。	通報受理後、同校の管理者に事情聴取を行ったが、通報内容が具体的でなかった ため、該当者及び事実関係の特定ができなかった。
成 19	県民窓口	日々雇用職員に、例えば、 (1)時間外の消耗品の買出し (2)弁当の手配及び配膳 (3)現金の会計管理及び茶菓注 文 といったことを行わせているのは問題である。	通報受理後、知事部局(県立病院好生館を除く)及び労働委員会事務局に勤務するすべての日々雇用職員を対象にアンケート調査を行ったところ、その一部に、通報にあるような不適切な業務に従事させていた事実が認められた。 日々雇用職員の業務内容については、平成18年7月に「業務標準」を各所属に通知していたが、今回の調査結果を受けて、改めて、全職員に対し、当該「業務標準」の周知徹底を図ることとした。

(なお、右記アンケート調査実施後の第2報により、県職 │※業務標準※ 員を派遣している外部団体の日々雇用職員のことであるこ 時間外の用件指示は不可 とが判明した。) ・個々の職員への弁当の注文取りや配膳は不可 ・昼食の一括注文と代金の小分けけ可(業務) ・個人・サークル等の通帳管理や預金の出し入れなど、私用を頼むことは不可 なお、県職員を派遣している外部団体については、どのような対応が可能か検討 した。 【その後の対応】 全職員を対象としたアンケート調査を通じて、日々雇用職員に従事させるべきで ない不適切な業務を周知徹底した。 また、「業務標準」を一部改正し、日々雇用職員の業務としての位置づけがあい まいだった業務についても、標準的な業務として明確に位置づけるとともに、各所 厲において、雇用の際に十分説明するよう徹底した。 なお、県職員を派遣している外部団体にも、日々雇用職員の労務管理に活用して いただけるよう、改正された「業務標準」を情報提供した。 通報受理後、調査した結果、直ちに当該物件の掲載を中止した。 当該物件を取り扱った者に対しては、現時点では法令違反には当たらないもの の、反復継続して転売目的で土地・建物の売買を行う場合は宅地建物取引業の免許 が必要であることなどを宅地建物取引業法第71条の規定に基づき助言した。 また、掲載物件の審査体制等を再検討した結果、違反業者を確実に排除すること は極めて困難であると判断し、田舎物件のコーナーを廃止し、各市町の行う空き家 亚 バンク制度等の情報を提供することとした。 成 また、このほかに県ホームページ上に同種事業(物品・サービス等の取引の場を 19 提供する目的で、県以外の者が作成・投稿した情報を掲載しているもの) がないか 年 県ホームページの「ネクストステージを佐賀県で」の 調査を行った。 田舎物件のコーナーに、法令(宅地建物取引業法)違反の 6 塞 月 疑いのある物件が掲載されている。 【その後の対応】 11 通報案件以外に県ホームページ上に同種事業がないか調査したところ、2件のサ 日 ただし、両サイトとも、規約上、掲載情報利用の際の自己責任の原則、及び掲載 内容についての県の免責規定を設けており、また、法令違反などの問題が生じた場 合は掲載を中止する旨も明記していた。 しかしながら、今後さらに掲載物件の審査・確認を徹底するとともに、サイト規 約に、暴力団、暴力団員その他これに準ずる者である場合は利用できない旨の規定 を設けることとした。

> このページに関する お問い合わせは

総務部 人事課

電話:0952-25-7011

ファックス:0952-25-7291

<u>jinji@pref.saga.lq.jp</u>

(ID:20119)



※資料としてPDFファイルが添付されている場合は、Adobe Acrobat(R)が必要です。

PDF書類をご覧になる場合は、Adobe Readerが必要です。正しく表示されない場合、最新バージョンをご利用ください。

あなたが最近チェックしたページ

[すべての履歴を削除]

2016年9月13日更新

ご利用ください 県庁・教育庁ほっとライン「県民窓口」 [x]

2015年5月14日更新

公益通報者保護法 [x]

ページの先頭へ

ホームページについて

アクセシビリティについて

リンク集

サイトマップ

サイトポリシー

個人情報の取り扱い

佐賀県庁(法人番号:1000020410004) 〒840-8570 佐賀市城内1丁目1-59 Tel:0952-24-2111 (代表)

交通アクセス 庁舎乳

各課へのお問合せ

Copyright© 2016 Saga Prefecture.All Rights Reserved.

1.1.

%大阪府 Ceaka Prefectural Government 検索

▶ ページの探し方 ▶ カテゴリーから探す ▶ 治庁の組織から探す

▶文字サイズ: 縮小 標準 拡大

トップ くらし・住まい 人権・男女 まちづくり 共同参照 福祉・ 教育・学校・ 子育て 青少年

健康・医療・商工・労働・日本

環境・ リサイクル

農林· 水産業 都市魅力· 都市計画· 観光·文化 都市整備

都市計画· 防災·安全· 都市整備 危機管理 府政運営· 市町村

<u>ホーム</u> > <u>府政運営・市町村</u> > <u>総務・人事</u> > 府民の方等からの公益通報窓口について

はじめての方へ サイトマップ

府民の方等からの公益通報窓口について

更新日:平成28年6月22日

1. 通報できる行為

府の事務又は事業の管理、運営、執行等に係る行為で、法令(条例、規則その他の規程を含む。)違反に該当する行為です。

※できる限り、違反している法令の名称を明らかにしてください。

- ※大阪府警察に関することはこちら(外部サイト)
- ※府政に関するご意見、苦情等はこちら

2. 通報できる方

どなたでも通報することができます。

3. 通報する方法

通報受付窓口は、総務部法務課です。

通報に当たっては、住所、氏名、連絡先を明記してください。

(通報の内容について、お問い合わせをさせていただくことがあります。)

通報は電子メール又は郵送で行うことができます。

※電話、ファックス、面談による受け付けは行っておりません。

・ 電子メール : homu@sbox.pref.osaka.lg.jp

(件名に「公益通報」と明記してください。)

· 郵送:〒540-8570

大阪市中央区大手前2丁目

大阪府総務部法務課訟務・コンプライアンス推進グループ

(封筒に「公益通報」と明記してください。)

4. 通報の流れ

・ 窓口で受け付けた通報は、通報された方の氏名等個人が特定される情報を伏せた上で、法務課から通報内容に関係する部局等(以下「関係する部局等」といいます。)に連絡します。

(通報された方の個人情報が関係する部局等に知られることはありません。)

ただし、通報された方が氏名等個人が特定される情報を秘匿することを要しない旨を申し出られたときは、これらを伏せることなく関係する部局等に連絡します。

- ・ 通報された方以外の者の個人の秘密に関する通報は、当該通報された方以外の者の同意を得た場合を除き、受け付けておりません。
- ・ 府では、受け付けた通報の内容が、具体的かつ明確で、府において十分な調査を行うことができ、かつ、是正措置を講じることができると認められる場合は、当該通報を受理し、調査を行います。

ただし、次の場合を除きます。

- ・苦情、要望、意見又は相談に該当する場合
- ・以前に通報された方から同じ趣旨の通報があった場合
- ・既に、関係する部局等が通報の内容に対応している 場合
- ・訴訟、和解、あっせん、調停、仲裁その他の手続によって解決又は処理を図ることが適当と認められる場合
- ・通報の受理又は不受理、調査結果・是正措置等の内容については、総務部法務課から通報された方に通知いたします。

5. 公益通報の状況

- ・ 平成27年度 公益通報の状況
- ・ 平成26年度 公益通報の状況
- · 平成25年度 公益通報の状況

このページの作成所属

総務部 法務課 訟務・コンプライアンス推進グループ

1つ前のページに戻る

このページの先頭へ

お問合せ ユニパーサルデザインについて 個人情報の取り扱いについて このサイトのご利用について

大阪府 本庁 〒540-8570 大阪市中央区大手前2丁目 大阪府 咲洲庁舎 〒559-8555 大阪市住之江区南港北1-14-16 (代表電話)06-6941-0351 (代表電話)06-6941-0351

大阪府庁への行き方)

© Copyright 2003-2016 Osaka Prefecture, All rights reserved.



検索

▶ ページの探し方 ▶ カテゴリーから探す ▶ 府庁の組織から探す

▲文字サイズ: 縮小 標準 拡大

トップ 〈らし・住まい 人権・男女 福祉・ まちづくり 共同参画 子育て

教育・学校・ 青少年 健康・医療 商工・労働 リサイクル

農林・水産業

都市魅力· 都市計画· 防災·安全· 観光·文化 都市整備 危機管理

方災・安全・ 府政通賞・ 危機管理 - 市町村

ホーム > 府政運営・市町村 > 総務・人事 > 労働者からの公益通報窓口について > 平成27年度 公益通報の状況

はじめての方へ

<u>サイトマップ</u>

平成27年度 公益通報の状況

更新日:平成28年6月6日

1. 府職員等からの通報

平成27年度の通報件数について(平成28年5月31日現在)

	内容	法務課	コンプライアンス委員(弁護士)	合計
1	通報件数	2	2	4
2	1のうち、受理した件数	1	1	2
3	2のうち、調査に着手した件数	1	1 -	, 2
4	3のうち、是正措置を講じた件数	0	0	0
5	3のうち、是正措置等が必要なかった件数	1	. 0	1
6	1のうち、受理しなかった件数	1 .	1	2
7	6のうち、府の事務事業に関することでなかった件数	0 '	0	0
8	6のうち、法令違反等に関することでなかった件数	1	1	2
9	3のうち、調査中の件数	0.	1	1

平成27年度に受理した通報の概要について(平成28年5月31日現在)

	通報内容	調査結果等
Ī,	府立高校教員が修学旅行でノンアルコールビールを飲み、その費用を旅	ノンアルコールビールはビールテイストの清涼飲料水であり飲酒には当たらない。また、そ
Ľ	行業者が支払ったことについて	の費用については後日清算している。
2	府立高校教員の生徒に対する淫行疑い及び同旨の投書に対する隠ぺい について	調査中

2. 府民の方等からの通報

平成27年度の通報件数について(平成28年5月31日現在)

<u> </u>	内容	コンプライアンス委員(弁護士)
1	通報件数	39 (1)
2	1のうち、受理した件数	4
3	2のうち、調査に着手した件数	4
4	3のうち、違法な事実が確認された件数	0 .
5	3のうち、違法な事実が確認されなかった件数	3
6	1のうち、受理しなかった件数	21 (1)
7	6のうち、府の事務事業に関することでなかった件数	4
8	6のうち、法令違反等に関することでなかった件数	17 (1)
9	1のうち、受理、不受理を検討中の件数	14
10	3のうち、調査中の件数	. 1

※()内は法務課に通報されたもので内数

平成27年度に受理した通報の概要について(平成28年5月31日現在)

	通報内容	調査結果等
1	教員採用試験の不適切な手続きについて	採用選考業務に係る切手の受渡しに関して、法令違反行為に該当する事実は確認されなかった。
2	府立高校での不適切な発言等(授業中の発言)について	法令違反行為に該当するような事実は確認されなかった。
3	府立高校でのビラ配布及び署名活動について	法令違反行為に該当するような事実は確認されなかった。
4	府立高校の敷地内における車両の通行について	調査中

3. 民間企業の従業員等からの通報

平成27年度の通報件数について(平成28年5月31日現在)

	内容	法務課
1	通報件数	3
2	1のうち、受理した件数	0
3	2のうち、調査に着手した件数	0
4	3のうち、違法な事実が確認された件数	0
5	3のうち、違法な事実が確認されなかった件数	0
6	1のうち、受理しなかった件数	3
7	6のうち、府が通報先となるものでなかった件数	0
8	6のうち、7以外の理由で通報要件を満たさなかった件数	3
9	3のうち、調査中の件数	0

このページの作成所属

総務部 法務課 訟務・コンプライアンス推進グループ

1つ前のページに戻る

このページの先頭へ

お問合せ ユニバーサルデザインについて 個人情報の取り扱いについて このサイトのご利用について

大阪府

本庁 〒540-8570 咲洲庁舎 〒559-8555

大阪市中央区大手前2丁目 大阪市住之江区南港北1-14-16 (代表電話)06-6941-0351 (代表電話)06-6941-0351

大阪科庁への行き方す

© Copyright 2003-2016 Osaka Prefecture, All rights reserved.



校。

▶ ページの探し方 ▶ カテゴリーから探す ▶ 府庁の組織から探す

▶文字サイズ: 縮小 標準 拡大

トップ くらい住まい 人権・男女 まちづくり 共同参画

対育・学校・ 健康・医療 商工・労働 リサイクル

農林・

都市魅力· 都市計画· 防災·安全· 観光·文化 都市整備 危機管理

府政道室·

ホーム > 府政運営・市町村 > 終務・人事 > 労働者からの公益通報窓口について > 平成26年度 公益通報の状況

はじめての方へ

サイトマップ

平成26年度 公益通報の状況

更新日:平成27年11月24日

1. 府職員等からの通報

平成26年度の通報件数について(平成27年11月6日現在)

	内容	法務課	コンプライアンス委員(弁護士)	合計
1	通報件数	10	5	15
2	1のうち、受理した件数	6	4	10
3	2のうち、調査に着手した件数	6	4	10
4	3のうち、是正措置を講じた件数	3	2	5
5	3のうち、是正措置等が必要なかった件数	3	2	5
6	1のうち、受理しなかった件数	4	1	5
7	6のうち、府の事務事業に関することでなかった件数	1	0	1
8	6のうち、法令違反等に関することでなかった件数	3	1	4
9	3のうち、調査中の件数	0	0	0

平成26年度に受理した通報の概要について(平成27年11月6日現在)

	通報内容	調査結果等
1	府立高校の修学旅行で、教員が民宿からお酒の接待を受けたことについ て	教員が民宿から提供を受け飲酒した事実が確認されたので、服務上の措置を行った。
2	府立学校卒業式における職務命令違反等について	職務命令違反等の事実は確認されなかった。
3	職員の私用メールについて	情報セキュリティの観点から脅威を与えるような処理は認められなかった。また、処理に要した時間は短期間であったものの、勤務時間中の送信が確認されたため、職務専念義務の観点から指導を行った。
4	職員の暴言について	同僚職員への暴言の事実が確認されたので、所属長から厳重に注意を行った。
5	府立高校教員の不正な出張について	不正な出張の事実は確認されなかった。
6	出先事務所職員が、不正な単車通勤をしていることについて	単車通勤の事実が確認されたので、通勤手当を返還させるとともに、懲戒処分を 行った。
7	勤務時間中に職場を離脱して、私的な買い物を行っていたこと等について	勤務時間中の私的な買い物の事実が確認されたので、厳重注意を行うとともに職 場離脱時間に応じた給料等を返還させた。
8	業務委託契約が随意契約の要件を満たしていないこと等について	随意契約の要件を満たしており、地方自治法に違反する事実は確認されなかった。
9	委託契約の内容が履行されていないことを黙認していた。また、関係者に 公表される前の予算規模などの情報を漏らすなど官製談合の疑いがあるこ とについて	契約不履行を黙認していた事実はなかった。また、関係者に予算規模に関する話な どを行った事実はなかった。
10	府立高校教員が勤務時間中に喫煙や携帯ゲームを行っていること等につ いて	勤務時間中に喫煙や携帯ゲームを行っていること等の事実は確認されなかった。

2. 府民の方等からの通報

平成26年度の通報件数について(平成27年11月6日現在)

	内容	コンプライアンス委員(弁護士)
1	通報件数	20
2	1のうち、受理した件数	5
3	2のうち、調査に着手した件数	5
4	3のうち、違法な事実が確認された件数	0

5	3のうち、違法な事実が確認されなかった件数	5
6	1のうち、受理しなかった件数	15
7	6のうち、府の事務事業に関することでなかった件数	5
8	6のうち、法令違反等に関することでなかった件数	10
9	3のうち、調査中の件数	0 .

平成26年度に受理した通報の概要について(平成27年11月6日現在)

	通報内容	" 調査結果等
1	教員が通勤手当等を不正受給していることについて	通勤手当等の不正受給の事実は確認されなかった。
2	業者の違反行為を指導しない職員の違法な事務処理について	事務処理は適切に行われていた。
3	指定管理者の職員による、個人情報を配慮せずに発言したことについて	個人情報を発言した事実は確認されなかった。
4	財産があるにもかかわらず、生活保護支給対象とし、そのことについて財産の共有者に相談がなかったことについて	生活保護の相手方が財産を有していても、急迫な場合等、その状況において必要 と認められる保護を行うことは可能であり、また、生活保護の決定にあたり、財産の 共有者に相談する義務もないことから、本件に違法な点はない。
5	府立高校教員が毎日自動車通勤していることについて	自動車による通勤の認定を受けており、違法な事実は確認されなかった。

3. 民間企業の従業員等からの通報

平成26年度の通報件数について(平成27年11月6日現在)

	内容	法務課
1	通報件数	. 7
2	1のうち、受理した件数	0
3	2のうち、調査に着手した件数	0
4	3のうち、違法な事実が確認された件数	0
5	3のうち、違法な事実が確認されなかった件数	0
6	1のうち、受理しなかった件数	7
7	6のうち、府が通報先となるものではなかった件数	2
8	6のうち、7以外の理由で通報要件を満たさなかった件数	5
9	3のうち、調査中の件数	0

このページの作成所属

総務部 法務課 訟務・コンプライアンス推進グループ

1つ前のページに戻る

このページの先頭へ

お問合せ ユニバーサルデザインについて 個人情報の取り扱いについて このサイトのご利用について

大阪府

本庁 〒540-8570 咲洲庁舎 〒559-8555

大阪市中央区大手前2丁目 大阪市住之江区南港北1-14-16 (代表電話)06-6941-0351 (代表電話)06-6941-0351

大阪船庁への行き方)

© Copyright 2003-2016 Osaka Prefecture, All rights reserved.



検索

▶ ページの探し方 > カテゴリーから探す >> 府庁の組織から探す

▶文字サイズ: 縮小 標準 拡大

トップ くらし・住まい 人権・男女 福祉・ 教育・学校・ 健康・医療 商工・労働 現境・ 農林・ 都市魅力・都市計画・ 防災・安全・ 系 まちづくり 共同参画 子育て 青少年 健康・医療 商工・労働 リサイクル 水産業 観光・文化 都市整備 危機管理

<u>ホーム > 府政運営・市町村 > 総務・人事 > 労働者からの公益通報窓口について</u> > 平成25年度 公益通報の状況

<u>はじめての方へ</u> サイトマップ

平成25年度 公益通報の状況

更新日:平成27年6月22日

1. 府職員等からの通報

平成25年度の通報件数について(平成27年5月31日現在)

	内容	法務課	コンプライアンス委員(弁護士)	合計
1	通報件数	14	5	19
2	1のうち、受理した件数	9	3	12
3	2のうち、調査に着手した件数	9	3	12
4	3のうち、是正措置を講じた件数	. 6	1	7
5	3のうち、是正措置等が必要なかった件数	.3	2 ·	5
6	1のうち、受理しなかった件数	5	t	6
7	6のうち、府の事務事業に関することでなかった件数	0 .	0	0
8	6のうち、法令違反等に関することでなかった件数	5	1	6
9	3のうち、調査中の件数	0	0	0

(注)通報件数のうち、1件は取り下げ。

平成25年度に受理した通報の概要について(平成27年5月31日現在)

Г	通報内容	調査結果等
F	府有地の売和価格の妥当性について	当該府有地の売却にあたり財産評価審査会に対する意見聴取を行っていないことについては違法
1		一国政制 有地の元却にめた 5 別 座計 四番 重云に 対する 息 見 聴 収 を 行っていない ことについて は 違法 性が無く、また、 適正な 鑑定評価を 受けて 売却していた。
\vdash		
	府立高校における個人情報の漏えいや車での出張等について	個人情報が記載されている記憶媒体の紛失があったので、生徒等への説明と謝罪等が行われた。
١,		また、自家用車での出張、通勤認定と異なる自転車通勤の事実が確認されたので、不正に受給した
1		理制ナヨヤ派質を返還させた。 これらのことから懲戒処分が行われた。
1		なお、勤務時間中の飲酒の事実は確認されなかった。
-		
	月の途中で採用された臨時的任用職員の通勤手当が支給され	月の途中で採用されたことにより、当該月の通勤手当が支払われていないことについては違法性が
ľ	なかったことについて	無かった。
H		また、通勤手当を違法な方法で補てんしようとしていた事実は確認されなかった。
4	職員が出勤の際、路上喫煙し、植え込みに吸殻を捨てたことに	The state of the s
L	ついて .	なお、歩きタパコについては指導を行った。
5	職員が虚偽の出勤、出張を行っていることについて	虚偽出張等による職務専念義務違反及び旅費の不正受給の事実が確認されたため、懲戒処分を
		行った。
6	勤務時間外の親睦を目的とした競技大会の取扱等が法に違反	 調査の結果、法に違反するとまでは認められなかった。
	していることについて	かまったが、 一年
7	出先事務所の職員が前職場で勤務時間中に喫煙、公用車の私	勤務時間中に喫煙した事実が確認されたため、所属長より厳重注意を行った。
Ĺ	的使用をしていることについて	なお、公用車の私的使用の事実は確認されなかった。
۱.	出先事務所で産業廃棄物として処分すべき金属製のロッカーを	通報の事実が確認され、廃棄物処理法を所管する部署から適正に処理を行うよう指導が行われた。
Ľ	一般廃棄物として処理したことについて	通報の手夫が唯認され、廃業物処理法を所官する部者から適正に処理を行うよう指導が行われた。
П		出勤記録の不正入力、学校敷地内での喫煙(勤務時間外)の事実が確認された。
	府立高校の教員が出勤時の打刻や通勤手当受給に不正を行っていること等について	また、通勤手当の不正受給の事実は確認されなかったが、許可を受けずに自動車による出勤を複
9		数回行った事実が確認された。
		これらのことから懲戒処分を行った。
П		認定を受けていないバイク通勤等の事実が確認されたため、厳しく注意し指導するとともに、常態化
10	府立高校の教員が不正なバイク通勤や出張手当を不正に受給	していた教員については、その期間の通勤手当を戻入させた。
1'	していること等について	また、学校敷地内での喫煙(勤務時間外)の事実が確認された。
Ш		これらのことから服務上の措置を行った。
11	府立学校の職員が、職務を怠慢していること等について	
1		

		事務処理の遅延の事実があり、所属長から厳しく指導を行った。 勤務時間中の喫煙等についての事実は確認されなかった。
1121	府立高校の教員が、出張経路の虚偽申請、勤務時間中の中抜 け等をしていることについて	出張経路の虚偽申請や勤務時間中の中抜け等の事実は確認されなかった。

2. 府民の方等からの通報

平成25年度の通報件数について(平成26年6月20日現在)

	内容	コンプライアンス委員(弁護士)
1	通報件数	14
2	1のうち、受理した件数	6
3	2のうち、調査に着手した件数	6
4	3のうち、違法な事実が確認された件数	1
5	3のうち、違法な事実が確認されなかった件数	5
6	1のうち、受理しなかった件数	6
7	6のうち、府の事務事業に関することでなかった件数	1
8	6のうち、法令違反等に関することでなかった件数	5
9	3のうち、調査中の件数	0

(注)通報件数のうち、2件は取り下げ。府民の方からの通報窓口はコンプライアンス委員。

平成25年度に受理した通報の概要について(平成26年6月20日現在)

	通報内容	調査結果等
1	土地境界確定協議書が変造されており、借地料や売買代金が高くされている ことについて	借地料や売買代金が違法に高くされている事実は、確認されなかった。 土地境界確定協議書の変造については、関係資料の所在が不明のため、調査できなかった。
2	府立高校での校内駐車の横行や引率教員のいない等の部活動があることに ついて また、府立高校での校内での喫煙について	違法な校内駐車の事実は確認されなかった。 引率教員のいない部活動については、相手校の教員への監督依頼や保護者の同伴があった。 動務時間中や校内での喫煙が確認されたため、服務上の措置を行うとともに、勤務時間中に喫煙していた時間数に応じて、給料・職員手当を返還するよう指示が行われた。
3	府立図書館において、書庫への配置換えが「不自然」であること、以前利用した資料が検索できなかったこと等について	書籍が恣意的な処理をされた事実はなかった。
4	A社の循環型社会形成推進条例の手続き及び産業廃棄物処分業の許可の妥 当性について	手続等において法令違反行為は認められず、A社に対する産業廃棄物処分業許可に 問題はなかった。
5	職員による委託業者職員へのセクハラ行為等について	不適切な言動等の事実が確認されたため、所属長等から厳重注意を行うとともに、担当業務等の配置換えを行った。 また、職場においてはハラスメント防止の研修を実施した。今後も再発防止のための 研修を継続して実施する。
6	府の訓練事業の委託先事業者において、テキスト代金の水増しなど不正があることについて	パソコン入れ替えにより、テキストの決定が遅れたことから、見込代金として徴収し、 精算して返金しており、不正の事実はなかった。

3. 民間企業の従業員等からの通報

平成25年度の通報件数について(平成26年6月20日現在)

	内容	法務課
1	通報件数	5
2	1のうち、受理した件数	2
3	2のうち、調査に着手した件数	2
4	3のうち、達法な事実が確認された件数	1
5	3のうち、違法な事実が確認されなかった件数	1
6	1のうち、受理しなかった件数	3
7	6のうち、府の事務事業に関することでなかった件数	1
8	6のうち、法令違反等に関することでなかった件数	2
9	3のうち、調査中の件数	0

(注)従業員通報の窓口は法務課

平成25年度に受理した通報の概要について(平成26年6月20日現在)

	通報内容	調査結果等
F		遠法な事実は確認されなかった。

このページの作成所属 総務部 法務課 訟務・コンプライアンス推進グループ

1つ前のページに戻る

このページの先頭へ

お問合せ ユニバーサルデザインについて 個人情報の取り扱いについて このサイトのご利用について

〒540-8570 大阪市中央区大手前2丁目 〒559-8555 大阪市住之江区南港北1-14-16 (代表電話)06-6941-0351 (代表電話)06-6941-0351

大阪設庁への行き方庫

© Copyright 2003-2016 Osaka Prefecture.All rights reserved.

2 審議会等の情報公開

附属機関等設置運営要綱

昭和62年5月1日 62総総行第5号 知 事 決 定 改正 昭和62年5月1日 改正 昭和62年5月23日 改正 平成7年7月1日 改正 平成8年7月16日 改正 平成9年4月1日 改正 平成14年4月1日 改正 平成16年4月1日 改正 平成17年4月1日 改正 平成17年7月16日 改正 平成17年8月1日 改正 平成18年4月1日 改正 平成19年4月1日 改正 平成20年7月1日 改正 平成22年4月1日

第1 目的

この要綱は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項 の規定に基づく附属機関及びこれに類似する機関の設置及び運営について、法 令による定めがある場合を除き、準拠すべき基本的事項を定めることを目的と する。

第2 用語の定義

この要綱において「局長」とは、東京都組織規程(昭和27年東京都規則第 164号)第9条第1項に規定する局長並びに青少年・治安対策本部長、病院 経営本部長、中央卸売市場長及び消防総監をいう。

第3 附属機関の設置

条例により附属機関を設置するときは、次に掲げる要件を満たさなければならない。

- 1 専門知識の導入、公正の確保、利害の調整又は民意の反映を特に必要とすること。
- 2 附属機関の機能、目的及び所掌事項が明確であること。
- 3 既に設置されている附属機関と設置目的が類似し、又は所掌事項が重複しないこと。

第4 既設置機関の見直し

既に設置されている附属機関については、次に掲げる基準により不断に見直 しを行い、整理合理化に努めること。

1 廃止基準

- (1) 目的が達成されたもの
- (2) 社会経済情勢の変化等により必要性が低下したもの
- (3) 他の行政手段等で代替可能なもの
- 2 統合基準
 - (1)機能が同一又は類似しているもの
 - (2) 行政の総合性確保のため統合が望ましいもの

第5 委員の選任

委員は、次に掲げる基準により選任するものとする。

- 1 公正を確保し得る委員構成とすること。
- 2 都職員は、特に必要がある場合を除き、委員としないこと。
- 3 既に設置されている附属機関の委員の職にある者は、特に必要がある場合を除き、委員に充てないこと。
- 4 委員の任期は、原則として1期2年とし、再任する場合には長期にわたらないようにすること。
- 5 女性委員の積極的な登用を図ること。

第6 附属機関の運営

- 1 運営に関する基本事項は、これを明らかにすること。
- 2 調査審議は、原則として公開するものとし、非公開とするときは、その 根拠を明らかにすること。
- 3 議事録は、作成するものとし、原則として公開するものとする。非公開 とするときは、その根拠を明らかにすること。

第7 全庁的調整

- 1 局長は、附属機関の設置改廃を行おうとするときは、総務局長に協議しなければならない。
- 2 局長は、附属機関の運営状況について総務局長に報告するものとする。
- 第8 附属機関に類似する機関
 - 1 附属機関でないものには、附属機関と紛らわしい名称を付してはならない。
 - 2 要綱に基づき知事が臨時に設置する懇談会等の設置、見直し、委員の選 任及び運営については第3の2及び3、第4、第5、第6並びに第7の2 の規定を準用する。

第9 その他

この要綱の施行に関し必要な事項は、総務局長が定める。

附則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

27総人調第69号 平成28年4月1日

各局長、

青少年・治安対策本部長、 病院経営本部長、中央卸売市場長、

消防総監

殿

総務局長(公印省略)

附属機関等設置運営要綱の取扱いについて (通知)

附属機関等については、これまでも、附属機関等設置運営要綱(昭和62年5月1日付62総総行第5号。以下「要綱」という。)において、その適正な管理・運営に努めてきたところです。

一方、近年においては、都の政策形成の場である附属機関等について、女性の 参画を拡充するなど、より幅広く多様な視点と知見を得ることが求められていま す。

また、今後も情報の公開の一環として、附属機関等の設置目的を踏まえた、更なる透明性の確保に努めることが必要です。

こうした状況を踏まえ、要綱第9に基づき本職が定めることとされた要綱の施行に関し必要な事項並びに附属機関等の設置及び運営の取扱いに係る留意事項について、下記のとおり定めましたので通知いたします。

記

第1 附属機関について

- 1 要綱第4「既設置機関の見直し」について
 - (1) 社会経済状況を踏まえ、既設置機関の必要性を検討すること。
- 2 要綱第5「委員の選任」について
 - (1) 委員の人数は、議論の充実や迅速化を図るため、合理的な人数とすること。
 - (2) 委員の選任は、執行機関が行うため、委員の構成について都民等の批判

を招くことのないよう公正に行うことが必要であること。したがって、委員が特定の団体に所属する者に偏るなど附属機関の公正性を疑われるような委員の選任をしないように十分留意すること。

- (3) 委員は、可能な限り、特定の年齢層に偏ることのないよう幅広い年齢層から選任すること。
- (4) 主として外部の委員を構成員とする附属機関の性格を踏まえ、都職員を 委員とする場合には、必要最小限の人数にとどめること。
- (5) 附属機関の運営に当たっては、幅広く各方面の人の意見を聴くことが求められるものであり、可能な場合は、都民からの公募を積極的に行うように努めること。
- (6) 都民の参画を促進する観点からも、同一人が複数の機関の委員になるという重複任用は極力避けるように努めること。
- (7) 社会経済状況の動向等に的確に対応するためにも、委員の選任に当たっては、常に新鮮な人材の登用を図ることが望ましいものであること。したがって、委員の任期は原則として2年としたものであり、再任する場合でも、連続する在任期間は原則として8年(任期が2年未満の場合は4期)を超えないこと。
- (8) 女性委員の登用については、「男女平等参画のための東京都行動計画」 の任用目標の達成に向けて、積極的な推進に努めること。

3 要綱第6「附属機関の運営」について

- (1) 会議の公開、議事録の作成等運営に関する基本事項については、東京都 公文規程(昭和42年東京都訓令甲第10号)の例にならい、規程、要綱 等の形式にすること。
- (2) 非公開の根拠が、個人のプライバシー保護、企業秘密保護及び法令等による公開禁止以外の場合、開かれた都政を一層進める観点から、原則公開とすること。
- (3) 会議開催の告知については、開催日程、場所、公開の可否、会議傍聴可能な場合は傍聴の申込方法等の情報を、原則として、事前に都民に周知すること。
- (4) 議事録は、開催日時、場所、出席委員、議事等を記載し、全文又は要旨を公開すること。ただし、要旨による公開の場合は、審議の過程が分かるようにすること。
- (5) 会議開催の告知や議事録等の公開に当たっては、報道発表、東京都の公式ホームページなどを積極的に活用し、広く周知すること。
- (6) 必要に応じ、分科会等を設置して弾力的・機動的な運営を図ること。

- 4 要綱第7「全庁的調整」について
 - (1) 局長は、附属機関の設置改廃を行おうとするときは、総務局人事部調査課長(以下「調査課長」という。)を経由して本職に協議すること。
 - (2) 運営状況の本職への報告は、調査課長が実施する定期調査及び必要に応じて求める報告とする。
 - なお、調査課長が実施する定期調査のうち、各附属機関等の運営に関する基本事項については、毎年度、総務局人事部ホームページで公表する。
 - (3) 都民からの公募を行ったときは、各局組織担当課長は、公募委員数、応募者数、選考方法、公募年月日等を調査課長に遅滞なく報告すること。

第2 懇談会等について

- 1 知事が臨時に設置する懇談会等(以下「懇談会等」という。)は、次のとおりとする。
 - (1) 懇談会 都政の当面する基本的問題や重要課題について、幅広く有識者等の意見の表明又は有識者との意見の交換を行う場として、知事が臨時に設置するもの
 - (2) 専門家会議 事務事業の執行上、主として外部の専門的知識を導入する ため、局長が設置するもの
 - (3) 連絡調整会議 事務事業の執行上、主として関係団体又は関係行政機関等との連絡調整を図るため、局長が設置するもの
- 2 懇談会等は、合議制機関として機関意思を表明する附属機関と異なり、あくまで出席者の意見の表明又は意見交換の場であるといった基本的性格に鑑み、次の事項に十分留意すること。
 - (1) 委員の集合の場には、原則として「審査会」、「審議会」、「調査会」 等附属機関と紛らわしい名称を用いないものであること。
 - (2) 委員の意見のとりまとめについては、個々の委員の意見表明の形をとり、機関意思の表明と紛らわしい諮問・答申の形をとらないこと。
 - (3) 定足数及び採決の方法を定めないこと。
 - (4) その他設置及び運営に関しては、附属機関と紛らわしい措置を執らないこと。
- 3 懇談会等の設置及び運営に際しては、次の事項に十分留意して行うこと。
 - (1) 組織担当課長は、懇談会等を新たに設置しようとするときは、あらかじめ調査課長と調整を行うこと。
 - (2) 懇談会等のうち、その活動期間を明らかにできるものについては、設置

期限を明らかにすること。

- (3) 組織担当課長は、懇談会等の設置改廃が行われたときは、調査課長に遅滞なく報告すること。
- (4) 運営状況の本職への報告は、調査課長が実施する定期調査及び必要に応じて求める報告とする。

なお、調査課長が実施する定期調査のうち、各附属機関等の運営に関する基本事項については、毎年度、総務局人事部ホームページで公表する。

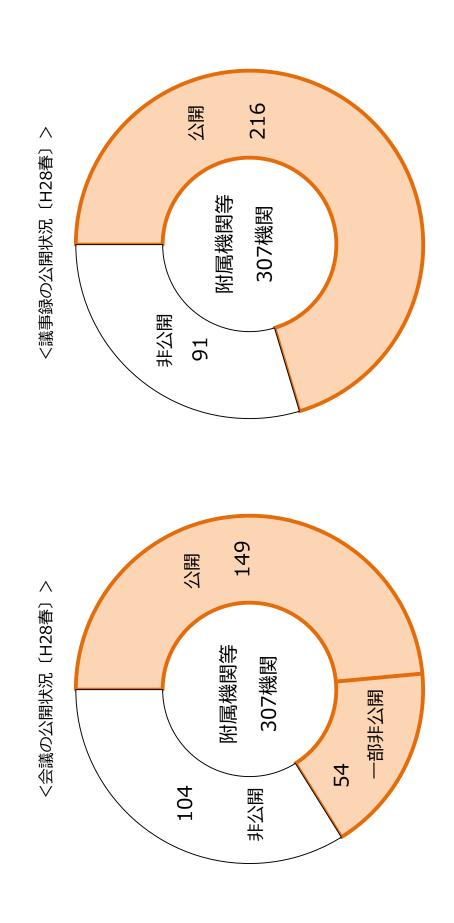
(5) 都民からの公募を行ったときは、各局組織担当課長は、公募委員数、応募者数、選考方法、公募年月日等を調査課長に遅滞なく報告すること。

第3 その他

この通知により難い場合は、あらかじめ調査課長に協議すること。

附属機関等の会議・議事録の公開状況 (H28春)

- 会議の公開又は一部非公開の割合は66.1%
- 議事録の公開割合は70.4%



現状分析

46

【他道府県等調査】(H28.9月調査〕

- 他自治体の附属機関等の会議・議事録の公開状況を調査
- ※ 調査回答ありの27団体を集計(9/16現在)

①会議の公開状況

会議の公開状況は他自治体と比較

しても、非公開の割合が高い状況

(会議非公開の割合)

他自治体平均 : 30.6%

都〔H28春〕:33.9%

②議事録の公開状況

・ 議事録の公開状況は他自治体と比較

っても、非公開の割合が高い状況 (議事録非公開の割合)

他自治体平均: 28.0%

都〔H28春〕: 29.6%

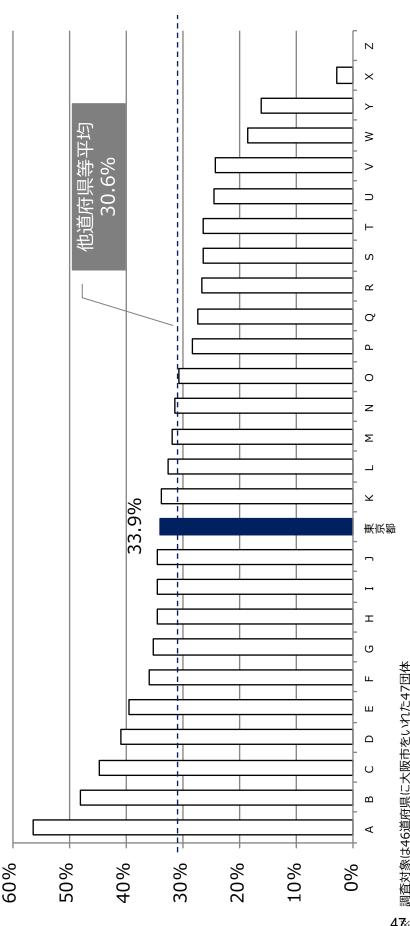
③附属機関等の運営情報へのアクセス

- 他自治体においては、附属機関等の運営'情報の公表について、情報へのアクセスの しやすさの点から、会議情報を一元的に集約して公表するなど先進的な事例あり
- ※ 他道府県等のホームページを調査

他道府県等調査結果 (会議の公開状況)

- 他自治体の会議の非公開割合は約3割
- 都の会議の非公開割合は33.9%であり、他自治体と比較して高い状況

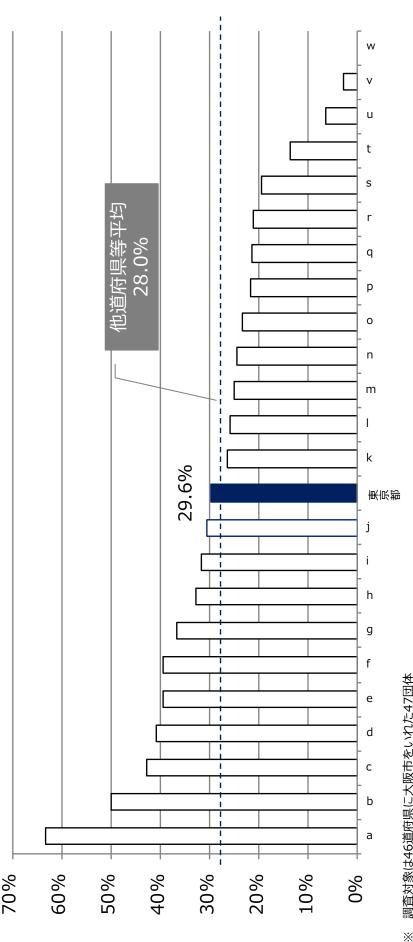




(議事録の公開状況) 他道府県等調査結果

- 他自治体の議事録の非公開割合は約3割
- 都の議事録の非公開割合は29.6%であり、他自治体と比較して高い状況

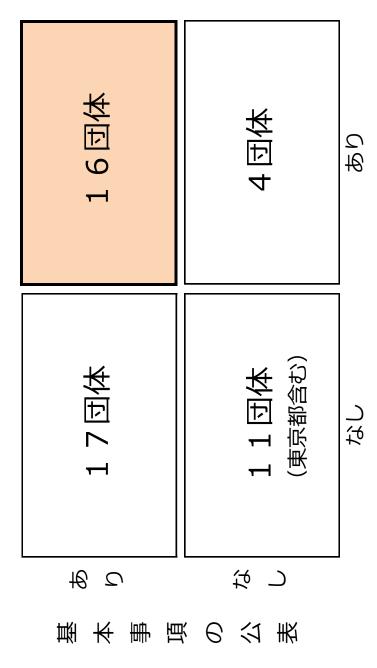




他道府県等ホームページ調査結果(運営情報の公表)

○ 附属機関等の運営に関する基本事項の公表と、会議開催スケジュールを 一元化し、一覧で公表している自治体は16団体

くホームページにおける附属機関等の運営情報の公表>



会議開催予定の公表

取組内容

チェックリストによる自己点検 (H28.9月実施)

- 会議・議事録の公開状況について、改めてチェックリストによる自己点検を実施
- その非公開の理由や運営方法の精査により、 非公開としていた会議であっても、

公開の可能性を検討

く会議・議事録の公開状況チェックリスト>

- 会議の公開状況に関する項目

- 会議の公開(傍聴)の有無
- 非公開の場合の理由
- ・ プレスの取扱い

議事録の公開状況に関する項目

- 議事録の公開の有無
- ・ 非公開の場合の理由
- ・ 公開方法と公開内容

附属機関等の情報公開チェックリスト(見直しの方向性)

1995 1995							1
1997年 19	<u>K</u>	¥ 4 4	議 事 頃 目 等		0		
19 19 19 19 19 19 19 19		Ι⁄/π					
1998 1998		開內容					
1997 1997		য়	₩ ₹	0		0	0
19 19 19 19 19 19 19 19			全文(発言者除く)				
19							
		公開力法		0	0	0	
19		Т	K - 7 (- W	* 森 強 楽 だ 、 う			
19	議事録の公開	非公開理由	长 約	本委員会の議事録、資料は原則公開と本委員会の議事録、資料は原則公開と 許等の取得につなか多の研究によっては、 対象の研究の限得につなか多の研究が必可致 表の研究成果、研究者独自の研究アイ・ 表の研究成果、研究者独自の研究アイ・ ある。そうした情報を含む議事。資料にては当該部分を伏せた上で公開する。	個人のブライパン一保護及び企業・団体の秘密保護のため。	審議の内容に、個人のブライバシーや。 業秘密が含まれる場合については、委員 に諮り了承を得ることで非公開または一計 非公開とする場合がある。	審議の内容に、個人のブライバシーや、 業秘密が含まれる場合については、委員 に誘り了承を得ることで非公開または「・ 非公開とする場合がある。
19			主な非公開理由	因人·企業等情 8保護	团人·企業等情 發保護	团人·企業等情 發保護	团人·企業等情 發保護
19		\開\ \%					
19 19 19 19 19 19 19 19		ムサ			171	O	0
19 19 19 19 19 19 19 19		自己点検前との比較		非 → 全文公 開	議事項目等 各 公開		
19		λ,			0		
19		ププ	一部公開			0	0
大学	会議の公開	非公開理由	€ 微	本委員会の会議は原則公開とする。ただ 、	個人のプライバジー保 の秘密保護のため、条 非公開としている。	審議の内容に、個人のプライバシーや企業秘密かきまれる場合については、委員会に踏り了承を得ることで非公開とする場合がある。	審議の内容に、個人のプライパシーや企業秘密が含まれる場合については、委員会に誘り了承を得ることで非公開とする場合がある。
大	(11		主な非公開理由	個人, 企業等情報保護	個人·企業等情報保護	個人·企業等情報保護	個人·企業等情報保護
東京都高度研究等外部評価委員会 專門家会議 東京都行政不服審查会 專門家会議 東京都七方独立行政法人評価委員 附属機関 東京都地方独立行政法人評価委員 附属機関 東京都地方独立行政法人評価委員 附属機関		——般	一部非公開		0		
東京都高度研究等外部評価委員会 專門家会議 東京都行政不服審查会 專門家会議 東京都七方独立行政法人評価委員 附属機関 東京都地方独立行政法人評価委員 附属機関 東京都地方独立行政法人評価委員 附属機関			ご己点検前との比較	非公開 → — 部非公開			
			機関種別		附属機関	附属機関	細附属機関
(A) (表) (表) (表) (表) (表) (表) (表) (表) (表) (表		機 関 名 称			東京都行政不服審査会	東京都地方独立行政法人評価委員 会(全3機関)	東京都地方独立行政法人評価委員会公立大学分科会
			厄 佑 翀	政策企画局	総務局	総務局	総務局

附属機関等の情報公開チェックリスト (見直しの方向性)

	LVID		50/ 1m H/		1	ı		Т
	樫	<u>닉</u> \$	横事項目等快 討 有 無	-				
			(議事録以外のもの)					
			數 加 (然 m					
		公開內容	(発言者合む)	-				
		藍	(一部削除、発言者除く)					
		7	(一部削除、発言者含む) 全文	0	0	0		
		Ì	全文(発言者除く)					
			₩ X				0	0
	===	₹ #4	か 6 句					
	一個小	7 亿	ボー 4 ペー ツ図 覧		0	0	0	0
	П		K - 4 % - W	O (44m)	O 44 m	0 N N - 1 N	0	0
				や巻だる画書	や素が合意で	等、 ひな い に い が が が が が が が が が が が が が が が が が		
噩				- デザー	- ジン・ - では、 サカは	ハウン と業の 3次ある 1分に 1分に 1分に 1分に 1分に 1分に 1分に 1分に 1分に 1分に		
議事録の公開				よりの記録	からい。	の/ひ を表が を表が かを当		
録の			₹ %	(1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	の合うである。	業 がいら から かけ が まな、 を 部分		
## ##		田	- LT	(画) 名場 かいかい かいかい かいがい かんがい かんがい かんがい かんがい かんがん かんがん	(個) (2) (2) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4	・ かな を を 記 記 記		
Time		非公開理由		容まなる。	容はなる	かに 温な で こと、シスプ		
		非公		8 2 2 2 3 3 3 4 3 5 4 3 7 4 3 7 4 3 7 4 3 7 4 3 7 4 3 7 7 7 7	8 で か が か が か た よ か が が が が が が が が が が が が が が が が が が	の (な) (な) (な) (な) (な) (な) (な) (な) (な) (な)		
		100		審議の内容に、個人のプライバシーや企業敵密が含まれる場合については、委員会に踏り了承を得ることで非公開または一部非公開とする場合がある。	審議の内容に、個人のブライバシーや企業級密が含まれる場合については、委員会に踏り了承を得ることで非公開または一部非公開とする場合がある。	議事録の内容に、事業者のノウハウ等、企業を密の流出につなが当該企業の社会 りなせ位が損免力れるおその指 から地位が損免れれるお子れがある情報 か記録されている場合は、委員会に弱り 了承を得たうえで当該部分を非公開とする		
				# # U # U # U # U # U # U # U # U # U #	# ***	講業名がア		
				個人、企業等情報保護	個人、企業等情報保護	公正な行政執行の確保		
			主な非公開理由	分類	台灣	:なご 確保		
				一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	制 格 人 条	公子の		
	小題。	大河状況	井公開					
	1/1	4 ¥	公 麗	0	0	0	0	0
							噩	噩
		Ш	己点検前との比較	I			本文	E 目 公開 全文公開
				I			非公開 →全文公開	w ↑ jii 4ji
		~	井 公 開					
		プレス	一部公開団撮りのみ	0	0	0		
	7	L)	全部公開 一部公開				0	0
				4444	4mm da 4mm da	審議の内容に、事業者のノウハウ等、企業 秘密の流出につなが当該企業の社会的 な世が指視されたあさそれがある事項が 合まれる場合は、委員会と前がある事項が たうえで非公開とする場合がある		
				大変場	一大家場	"杜事"。 金会頃を		
				シジャージャー	シングラック	() 業あいるのので、 るって、 るって、 るって、 るって、 るって、 らった こ		
				プリング	プラング語	シング 対が かがな		
			₹ %		大場のできる。			
		非公開理由		. (重 表 で まるよ	こ 表 表 で え	事業なりなれるなが、事業をおれる。		
噩		公題		本	を を を を を を を を を を を を を を を を を を を	容田積易公にはなる。		
200		非		を 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10	職の 18 19 17 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18	である で が が で が で か が で が で が		
会議の公開				審議の内容に、個人のブライバシーや企業教密が含まれる場合については、委員会に路り了承を得ることで非公開とする場合がある。 がある。	審議の内容に、個人のプライパシーや企業務密が含まれる場合については、委員会に踏り了承を得ることで非公開とする場合がある。 がある。	審秘な含た譲密地まぷ		
ИÞ				個人、企業等情報保護	祖正	番		
			主な非公開理由	## ##	個人·企業等情報保護	公正な行政執 行の確保 行の確保		
			111 × 14 / 14 mm H, III	人 会 海	人 会 續	正 の確 が		
			ш // ш	大		<u> </u>		
			一部非公開手公開	0	0	0		
		1	公開				0	0
							EK .	
		Ш	「己点検前との比較	I			非公開→公開	一部非公開
				I			公開	是公 計麗
						i	血	∏ †
							т	
					E	鉄		
			機 関 種 別	隔機関	隔機関]家 会 議		
			機関種別	細附属機関	維的隔機関	專門家会議	専門家会議	附属機関
			機関種別					
			機関種別					好属機関
			機 関 種 別				專門家会議	好属機関
							專門家会議	好属機関
			機関客節				專門家会議	好属機関
							專門家会議	好属機関
							專門家会議	好属機関
							專門家会議	
				東京都地方独立行政法人評価委員 細附属機関会試験研究分科会	東京都地方独立行政法人評価委員 会高齡者医療·研究分科会	東京都版市場化テスト監理委員会 専門家会議	專門家会議	
			機 関 名 称	東京都地方独立行政法人評価委員会試験研究分科会	東京都地方独立行政法人評価委員 会高齡者医療·研究分科会	東京都版市場化テスト監理委員会	東京都システム評価委員会 専門家会議	東京都特別職報酬等審議会 附属機関
							專門家会護	医类脑状

附属機関等の情報公開チェックリスト(見直しの方向性)

1.9	NSD 11 467 +> Imp Ht'					
<u>K</u>	₹ 廿 \$	機事項目等 快 討 有 無				
	-	要旨(発言者除く)(議事録以外のもの)	0	0		
	- Ka	要旨(発言者合む)	<u> </u>)		
	公開內容	(一部削除、発言者除く) 全文				
	্ব	(一部削除、発言者合む) 全文			0	
		全文(発言者除く)				
		その 他				
	公開力法					
	, , ,	K - 4 % - 1/h	O 1/4	0	0	
議事録の公開	非公開理由	长 微	会議の内容が職員個人の公務災害の内容 1 を審査するものであるため、個人のブライバ シーの保護、公正な行政教行の確保の観 点から、その概要を公開。	個人のブライペシー及び営利企業等の経 では精めの保護のほか、職員の退職管理の 透明性確保の観点から、個人及び企業等 が特定されることがないようにしたうえで、そ の概要を公開。	原則公開とする。ただし、事業のうち関係者間の計事や意力が会致化ない状況があり、未成熟な情報を公開することで、率直な意見交換が損化われたり、都民や関連団体(の混乱、引書の不当な得要を招いたりする。 20人があり場合は、金護毎に協議会へ踏り当該事業のみ非公開とする。	
		主な非公開理由	個人·企業等情報保護	個人·企業等情報保護	公正な行政執 行の確保 行の確保	
	公開人状況	井 公 毘				
	4 5	公 医	0	0	0	
	Ē	己点検前との比較	非公開 →要旨公開		非公 全文公開 明	
	Ķ		0	0		
	プレス	全部公開 一部公開			0	
会議の公開	非公開理由	七 数	会議の内容が職員個人の公務災害の内容を審査するものであるため、個人のプライバシーの保護、公正な行政執行の確保の観点から、非公開としている。	個人のプライバシー及び営利企業等の経営情報の保護のため	原則公開とする。ただし、事業のうち関係者間の消害や意見が台数化が、状況があり、未成熟な情報を公開することで、率量な意見交換が損なわれたり、都民や関連直体の混乱、消害の不当な得要を招いたりする。恐れがある場合は、会議毎に協議会へ諮り当該事業のみ非公開とする。	
ΛH		主な非公開理由	個人·企業等情報保護	個人·企業等情報保護	公正な行政執 行の確保 行の確保	
			0	0	0	
		公 匯				
	⊞	己点検前との比較			非公開 → 一 部非公開	
		機関種別	附属機関	附属機関	連絡調整会議	
		機 関 名 称	東京都非常勤職員公務災害補償等審查会	東京都退職管理委員会	都市町村協議会	
		厄 名 貅	総務局	総務局	総務局	

附属機関等の情報公開チェックリスト (見直しの方向性)

					·
<u>lš</u>	医 上 5	議事項目等検 計 有 無			
		(議事録以外のもの)			
		■ M M M M M M M M M M M M M M M M M M M			
	公開内容	全 文 赛 言 者 含 む)			
	公開	(一部削除、発言者除く)			
		(一部削除、発言者含む)	0	0	
		全文 (発言者除く)			0
		ル <i>6</i>			Ü
	公開力法	园 氫			
		K - 4 % - 1/h	~格 T ≧ ○	~ M → ⊆ ○	0
			を 連動 の の 発 器 で の 多 米 語 の の 多 米 語 の の 多 米 語 の の 多 米 語 の の か か か か か か か か か か か か か か か か か	50 計画	
噩			(本名) (本名) (本名) (本名) (本名) (本名) (本名) (本名)	産税(とする (オーる): 報公(
議事録の公開				公定資産の関連を関係を対している。	
事等		长 ぬ	(四)		
灩	非公開理由		(1) (2) (2) (2) (3) (4) (4) (4) (5) (5) (6) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7	53/33 50/3 60/3 60/3 60/3 60/3 60/3 60/3 60/3 6	
			- 部に 2000 2010 2010 2010 2010 2010 2010 201	- 部である。 である。 20分配に 20分配 20分配 20分配	
	#		資料の一部に時限税(固定資産税の価格 分定日である3/3/1以降公開)とする情報を 台ルでいるため。 審議の内容に個人情報が含まれる場合は (地方報法第22条、東京都情報公開条例 第7条第2号、第5号)	資料の一部に時限税(固定資産税の価格 治士日である3/3/1以降公開)とする情報を 治職の内容に加入情報が含まれる場合は (市計を開いる事業の (市方表法解22条、東京都情報公開条例 第7条第2号、第5号)	
			無	無	
		ш 4 ш 4 т	恭 (本) 本に利 (大) は入 (大) 本に利	特定の者に利益 (女は不利 (本)	
		主な非公開理由	高の (又は)	売の記() (区区語	
		井 公 麗	**	数 4 4	
	公開伏況	公 毘	0	0	0
	- □	ここ点検前との比較			
	К	井公開	0	0	
	プレス	一部公開頭振りのみ	0	0	
		全部 公開	141 14 10 —	1H 14 10	0
			が(固定資産税の価格 公降公開)とする情報を 場る前に公開してしま 替が利益を得ることにな 選を招く恐れがあるた 国人情報が含まれるお 東京都情報公開条例	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
			を表現の ではる。 からに からに からに がい でいまる。 でいま。 でいまる。 でいまる。 でいまる。 でいまる。 でいまる。 でいまる。 でいまる。 でいまる。 でいまる。 でいまる。 でいまる。 でいまる。 でいまる。 でいまる。 でいまる。 でいまる。 でいまる。 でいまる。 でいまる。 でいま。 でいまる。 でいまる。 でいまる。 でいまる。 でいまる。 でいまる。 でいまる。 でいま。 でいまる。 でいまる。 でいまる。 でいまる。 でいまる。 でいまる。 でいまる。 でいまる。 でいま。 でいまる。 でいま。 でいまる。 でいまる。 でいまる。 でいまる。 でいまる。 でいまる。 でいまる。 でいまる。 でいまる。 でいま。 でいまる。 でいまる。 でいまる。 でいまる。 でいまる。 でいまる。 でいまる。 でいまる。 でいま。 でい。 でいま。 でい。 でい。 でいま。 でいま。 でい。 でい。 でい。 でい。 でい。 でい。		
			(京)	に (単一)	
		玉 ぬ	総の (金属 大 国 大 本 会 本 会 本 会 本 会 本 会 本 会 本 会 会 本 会	88(() () () () () () () () () (
	非公開理由	1	時限3/31/2人公司 (大公司 (大公司 (大公司 (大公司 (大公司 (大公司 (大公司 (大	時限: (ベ公3 (ベ公3 (マのボスののボスのので) (第5年) (第5年)	
公置	公職		- 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1	- 部に - 1975 - 2075 -	
会議の公開	#		資料の一部に時限級(信 決定日である/31以財 合んでおり、広く31以財 うた、不当に特定の者が3 うた、不当に特定の者が3 か。また、審議の内容に個人 それがあるため。 (地方税法第22条、東亨 第7条第2号、第5号)	料定のに扱うだれる。 されたの日ででれる 歯がおます	
4H				資料の一部に時限級(固定資産税の価格 決定日である331以降公開)とする情報を 台んでおり、広く念まする前に公開してしま うと、不当に特定の者が利益を得ることにな あれや、都民の退乱を招ながれがあるた かた、協議の内容に個人情報が含まれるお それがあるため。 (地方税法第22条、東京都情報公開条例 第7条第2号、第5号)	
			本地	当地	
		主な非公開理由	特定の者に利 は(Xit 7利 は)	恭 (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大)	
		ш. /1 📼	本 相 相	本相相 (A) (A) (A) (A) (A) (A) (A) (A) (A) (A)	
	- 第	一部非公開	0	0	
		公 噩			0
	自己点検前との比較				经
					非公開→公開
					非公
			m=2	光器	m
		機関種別		連絡調整会議	젉属機 関
			器		器
			₫K		
			建	AKA AKA	
		機関名称	車車	超調	搬
			五 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一		<u>₩</u>
			東京都固定資産評価審議会	東京都土地評価協議会	東京都防災会議
				长	東京
			lle.	nia	ulo,
		同 名 等	総務	総務局	総務局
			1		

附属機関等の情報公開チェックリスト (見直しの方向性)

IX	וו ע	v to Im ti	Γ		Г	
撥	₹ 廿 \$	機事項目等 快 計 有 無				0
		要旨(発言者除く)(議事録以外のもの)		0		
	5/π	要旨(発言者合む)		0		
	公開內容	₩ ₩				
	公開	(一部削除、発言者除く)				
		(一部削除、発言者合む)			0	
		全文(発言者除く)	0			
		ト 6 街 	<u> </u>			
	公開方法	関 覧				
		ドー 4 ペー か	0	0	0	
議事録の公開	非公開理由	· 松		審議事案により傷病者の個人情報に触れ る部分を扱う場合は、非公開とする。		
		主 な 非 公 開 理 由		個人·企業等情 報保護 る		
	公開	非 公 開				
	公状	公 麗	0	0	0	
	Ш	己点検前との比較			要旨公開 →全文公開	
	7	井 公 開				
	プレス	a 公 開 a 公 開 a の の み a 回 撮 り の み a 回 撮 り の み		0	0	
	1,	全部 公開	0			
会議の公開	非公開理由	€ ぬ		審議事案により傷病者の個人情報に触れ る部分を扱う場合	原則公開とする。ただし、委員会で取り扱う る。 も、 等が次に該当する場合は、非公開とす ・利害網係者に関する個人情報や秘密情 では触れる内容を扱うとき(苦情申立でに ついての調査検討) ・関係者の自由な意見交換を阻害するお それがあるとき(関係者との意見交換)	
7,		主な非公開理由		個人、企業等情報	個人·企業等 報保護	
	- 一般	公開一部非公開	0	0	0	
	ݜ	己点検前との比較			非公開 →一部非公開	
		機関種別	附属機関	附属機関	専門家会議	専門家会議
		機 関 名 称	東京都国民保護協議会	東京都メディカルコントロール協議会	東京都入札監視委員会	入札契約制度改革研究会

附属機関等の情報公開チェックリスト (見直しの方向性)

- lè	K 1 ₹	熊事項目等快 討 有 無			
		(議事録以外のもの)			
	Ι/π	要旨(発言者命心)			
	公開內容	₩ ₹			
	公園	全文 一部削除、発言者除く)			
		全文(発言者除く) (一部削除、発言者含む)			
		(H (X)	0	0	0
	開去	ト 6 旬			
	公開方法	- ボームページ 図 M	0	0	0
		K = 1 (= 4)	Ŭ .	<u> </u>	O
三三二					
議事録の公開					
手		₹ %			カ 同 シ
雅	非公開理由				亜
	罪公				
	in in				会議非公開理由と同じ
		主な非公開理由			公正な行政執行の確保
					.正な: の確
	開民	非 公 開			公 位
	公開状況	公 麗	0	0	0
			ω _F 2	w _{iC}	四 玩:
		己点検前との比較	無女 公 最	無女 公 最	大 文 學
			非公開 →全文公開	非公開 →全文公開	非公開 → 全文公開
	K	井 公 開			
	プレス	部 公 開 弱 撮 り の み			0
	1,	全部 公開	0	0	
					た (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大)
					方識者る論は司事を発言中令は10円。 (では)
					のあり (3) 別 (3) 別 (4) 別 (4) 別 (4) 別 (4) 別 (4) 別 (5) 別 (5) 別 (6) 別 (6) 別 (6) 別 (7) 別 (7) 別 (7) 別
		玉 然			 事業 でまり、 にとで 観光・ 議論を
	田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田				る。 17、17、14 18 女と 18 である。 18 の である。 19 の である。
噩	非公開理由				調とす に い か か か な な な な な な な な は な は な は な は な な な な
20	非2				(1)(2)(3)(4)(4)(5)(6)(7)(7)(7)(7)(7)(7)(7)(7)(7)(7)(7)(7)(7)(7)(7)(7)(7)(7)(7)(7)(7)(7)(7)(7)(7)(7)(7)(7)(7)(7)(7)(7)(7)(7)(7)(7)(7)(7)(7)(7)(7)(7)(7)(7)(7)(7)(7)(7)(7)(7)(7)(7)(7)(7)(7)(7)(7)(7)(7)(7)(7)(7)(7)(7)(7)(7)(7)(7)(7)(7)(7)(7)(7)(7)(7)(7)(7)(7)(7)(7)(7)(7)(7)(7)(7)(7)(7)(7)(7)(7)(7)(7)(7)(7)(7)(7)(7)(7)(7)(7)(7)(7)(7)(7)(7)(7)(7)(7)(7)(7)(7)(7)(7)(7)(7)(7)(7)(7)(7)(7)(7)(7)(7)(7)(7)(7)(7)(7)(7)(7)(7)(7)(7)(7)(7)(7)(7)(7)(7)(7)(7)(7)(7)(7)(7)(7)(7)(7)(7)(7)(7)(7)(7)(7)(7)(7)(7)(7)(7)(7)(7)(7)(7)
会議の公開					原則公開とする。 ただし、工業用水道事業のあり方等、方 か成的に際して、専門家の見識を参考し、 するために行う会議でかり、開係者間で利 悪や意見が合致しない状況がある中、未成 熟な情報を公開することで、委員会での率 直な言義なかは、意思決定の中立性が損 なわれる恐なが、意思決定の中立性が損 なわれる恐ながある議論を行う回こついて は、非公開とする。
MY					校教
		主な非公開理由			な 御 (で (()
					公正な行政執 行の確保 行の確保
	般	井 公 毘			
	<u>#</u> —	○ 日 部 非 公 開	0	0	0
					監
		己点検前との比較	<u></u>	<u>র্</u> ব <u>↑</u>]
			非公開→公開	掛∾へ	非公開 →一部非公開
		機関種別	紙	金	銀
		× = 11, 10	専門家会議	専門家会議	専門家会議
			TIMP		
				町	ب الم الم
			开 究会	長の活	黑
		機関名称	する 仮	% 諸 達	ありた
		+€ m	- EK	る財系	乗業の
			8.財政	45 45 47	大
			最近の都財政に関する研究会	東京都における財務諸表の活用に関する研究会	工業用水道事業のあり力に関する有 講者委員会
			i iii iii ii	東京	H麓
			凰		
		厄 佑 猅	財務局	財務局	財務局

附属機関等の情報公開チェックリスト(見直しの方向性)

B	医山口	恢 討 有 無	<u> </u>	
<u> </u>		(議事録以外のもの) 議事項目等快 計 有 無		
		要旨(発言者除く)	0	0
	公開內容	全文 第言者合む)		
	公開	(一部削除、発言者除く)		
		全文(発言者除く)(一部削除、発言者合む)		
		₩ ☆		
	公開 方法	図 覧		
	7 /	ドー 4 ペー か	0	0
噩				
議事録の公開		[7] Wa		
議事	西田	宏 始		
	非公開理由			
	非			
		主な非公開理由		
	公開状況	公開、公開	0	0
			-	
		己点検討との比較		ボ 一 本 本 本
		ш /1 📼		#↑ 公搬
	プレス	週振りのみ 非公開	0	0
	7	全部公開一部公開		
			・東京都土地収用事業認定審議会条例第 7条5項において「公開しない」目規定され ているため ・ でも ・ 特定個人の財産権等に対する制約などの 影響を生に、利害が鑑練する案件について 審議しているものであり、その情報の取扱い ・ には特段の配置が必要であるため ・ には特別の配数が、 ・ に加入のブライパシー保護のため ・ 表員の本直な意見の交換、意思決定の 中立的判断を損わないようにするため	・公有財産の管理及び処分並びに財産の 取得及び借入れに開し、適正な価格及び 料金を評定するためのものである。このた か、答申価格等が公開されることは、財産 の管理及し処分等の業務の公正な執行 支障をきたす忍みれがあるため ため ・自由な意見交換が阻害される忍れがある ため ・自由な意見交換が阻害される忍れがある 下すが「東京都情報公開審査会H18答申第341 号正か」により非開示の判断を得ている。 ・「介える で、今3号取引事例地の所在等にある。 が発きる。 対象3号取引事例に係る法人の事業運 等、3条3号取引事例に係る法人の事業運 が、6号号、当該土地の予定価格の算定の 根拠となる情報(時点修正率、路線価、品 等比較等)
			職の では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	があれる。 (20年) (20年
			窓 に	19分計 (適量に かわでな かわでな かかなか かため イベン イベン イベン イベン イベン イベン イベン イベン イベン イベン
	H	长 数	3事業 公開 公開 公開 公開 であり、 であり、 であり、 にののない。	別及びを ができます。 がいまする がいまがまる がいまがまがまがな がいまがまがな がいまがまがな がいまがまがな がいまがまがな がいな がいまがな がいな がいな がいな がいな がいな がいな がいな が
噩	非公開理由		告 (2) (3) (4) (4) (5) (5) (6) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7	の の ではずる大かに ではずる大かに が必ずる がのかが がのかが がのか がのか がのか がのか がのか が
90%	非公		京の では では では では では では では では でい でい でい でい でい でい でい でい でい でい	角角 を
会議の公開			東条い特影審は個委中国を出	公取料めの支法たけた『号う報う営う根等では金銭管障ブめ自め『京条 条上条拠比
		ш 44 ш 24 📼 ш п		公正な行政 行の確保 行政執
		主な非公開理由	ゼ 令- **	い正なぞうの確告
	茲	# 公 图	刊 〇	O (4)在
	—般	公開一部非公開		
		己点検討との比較		
		機関種別	三	2007 EUV.
			阿属機関	粉層被壓
			響	
		機 関 名 称	業 認 立	織
		機関名称	区用事	相 森 翻
			東京都土地収用事業認定審議会	東京都財産価格審議
			東 - - - - - - - - - -	東
		同 名 等	財務局	財務局

附属機関等の情報公開チェックリスト (見直しの方向性)

l×-	ш 11 с	安 寸 写 供		0		
様	₹ 廿 \$	機事項目等機 討 有 無		0		
		要旨 (発言者除く) (議事錄以外のもの)	0		0	
	5/π	要旨(発言者合む)	0		0	
	公開內容	₩ ☆				
	公開	(一部削除、発言者除く)				
	,,	(一部削除、発言者含む)				
		全文(発言者除く)				0
		その他				
	公開方法	题 覧 版 (
	公方	ドー 4 ペー か	0		0	0
噩						5.7.5.8D
97						14 72 %
部		内 容				·*
議事録の公開	非公開理由					換が呼
	噩					点 交
	非2					領
						自由な意見交換が阻害されるため
		主な非公開理由				率直な意見交 換の阻害
		三术手么厚其日				直 な i の 阻 i
		III // III				
	公開 状況	☆ 囲	0		0	0
	\1 \1	/4 ===			<u> </u>	
			噩			
		「己点検前との比較				
			#.↑ 公 B			
	K	頭撮りのみ非公開	0		0	
	プレス	一部公開「調査りのみ				
		全部 公開				0
			き門を表すなる基家結ずが執る。		8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8	を 参
					ねる保 ら 職 ぶ が	
			1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		者意シ る等民一 恐	757 377 377
			表の記念をいません。		受象がある。	4.24 4.84 4.84
	Ш #	₹ ₩	予度の表となる		※ 門が 対開	置が
			海乳を含むなな		リョウの 20mm	2470
present the same of the same o	铜理印		国法施4 (評定に、 ついて 真 個人の 関係の 実験の な換が	記を任 :する :する
公開	公開理		用計画法施約 整定、価格判 5聴取するもの表 日本で非公 別目してしまう。 1期とことになる 早本ことになる 系の数単とな		改議評定に、 帯について連 あり、個人の 必密保護の 寛見交換が	な情報が公 こ混乱を生 公開とする
意の公開	非公開理由		土利用計画法施利 地の選定、価格判 地の選定、価格判 まの表を聴取するも まの表を聴取するも が表しまで非で非 が加いてしまう はを得ることになる が確保が困難とな		事等成績評定に 申立等について真 5のであり、個人の 業の秘密保護の別 由な意見交換が り。	確定な情報が公 の間に混乱を生 よ非公開とする
会議の公開	非公開理		国土利用計画法施分準地の選売、価格判準地の選売、価格判別の意見を聴取するも、現代公券日まで非公原に公開していまる前に公開してはる利益を得ることになる行の確保が困難となる行の確保が困難となる		工事等成績評定に 情申立等について見 6ものであり、個人の 企業の秘密保護の別 自由な意見交換が ため。	未確定な情報が公開されることで不当に都 民の間に混乱を生じさせるおそれがある場 合は非公開とする
会議の公開	非公開理		国土利用計画法施行令の規定に基づき基準地の選定、価格判定等について専門家の意見を聴取するものであり、地価調査結果に次表まて発売を対し、広ぐ及表すではた公表す。 エデム表のため、広ぐ及表する前に公開していまうと、不当に特定の者が利益を得ることになるなど、公正な行政執行の確保が困難となるおそれがあるため。		工事等成績評定に係る受注者等からの苦情申立等について専門家の意見を聴取す 情申立等について専門家の意見を聴取す をものであり、個人のブライバシー保護及び 企業の秘密保護のため。 目田な意見交換が阻害される恐れがある ため。	
会議の公開	非公開理匠	主 な 非 公 開 理 由	国土利用計画法施 準地の議定、価格判 の意見を聴取するも 現仕公義日末で非公 東任公義日末で非公 を創に公開してよう 利益を得ることになる 行の確保が困難とな		工事等成績評定に 情申立等について真 情申立等について真 るものであり、個人の 更 自由な意見交換が ため。	
会議の公開	非公開運		国土利用計画法施 準地の選定 価格判 の意見を聴取するも の意見を聴取するも 可能公表日まで非公 う前に公開してはう 利益を得るとになる 行の確保が困難とな		工事等成績評定に 情申立等について 情申立等について 1人・企業等情 るものであり、個人 登録の秘密保護の) 自由な意見交換が ため。	
会議の公開		主な非公開理由	国土利用計画法施 準地の選定 価格判 事地の選定 価格判 の意見を聴取するも のを見を聴取するも のを見るでする 行の確保 利益を得るとになる 行の確保が困難とな		工事等成績野定に 情申立等について更 (個人・企業等情 るものであり、個人の を業の必密保護の 自由な意見交換が ため。	本直な意見交 未確定な情報が公 集の阻害 合は非公開とする 合は非公開とする
会議の公開	—般 	十 治 開 士 公 開 士 な 非 公 開 理 由	公正な行政執行の確保		個人·企業等作報保護	
会議の公開		主 な 非 公 開 理 由	公正な行政執行の確保		個人·企業等作報保護	率直な意見交 換の阻害
会議の公開		一部非公開非公開生公開生な非公開生な非公開生な非公開理由	公正な行政執行の確保		個人·企業等作報保護	率直な意見交 換の阻害
会議の公開		公開工部非公開生公開生公開生な非公開生な非公開生	公正な行政執行の確保		個人·企業等作報保護	率直な意見交 換の阻害
会議の公開	—————————————————————————————————————	一部非公開非公開生公開生な非公開生な非公開生な非公開理由	公正な行政執行の確保		個人·企業等作報保護	率直な意見交 換の阻害
会議の公開	—————————————————————————————————————	一部非公開非公開生公開生な非公開生な非公開生な非公開理由	○公正な行政勢行の確保		○ 個人·企業等f	率直な意見交 換の阻害
会議の公開	—————————————————————————————————————	「己 点 検 前 と の 比 較 公開 一部非公開 非公開 主な非公開理由	○公正な行政勢行の確保	会議	○ 個人·企業等f	本直存意見交 換の阻害
会議の公開	—————————————————————————————————————	一部非公開非公開生公開生な非公開生な非公開生な非公開理由	○公正な行政勢行の確保	門家会議	○ 個人·企業等f	本直存意見交 換の阻害
会議の公開	—————————————————————————————————————	「己 点 検 前 と の 比 較 公開 一部非公開 非公開 主な非公開理由	公正な行政執行の確保	專門家会議	専門家会議 □ 個人・企業等	率直な意見交 換の阻害
会議の公開	—————————————————————————————————————	「己 点 検 前 と の 比 較 公開 一部非公開 非公開 主な非公開理由	○公正な行政勢行の確保		専門家会議 □ 個人・企業等	本直な意見交 換の阻害
会議の公開	—————————————————————————————————————	「己 点 検 前 と の 比 較 公開 一部非公開 非公開 主な非公開理由	専門家会議 ○ 公正な行政執		専門家会議 □ 個人・企業等	本直な意見交 換の阻害
会議の公開	—————————————————————————————————————	「己 点 検 前 と の 比 較 公開 一部非公開 非公開 主な非公開理由	専門家会議 ○ 公正な行政執		専門家会議 □ 個人・企業等	本直な意見交 換の阻害
会議の公開	—————————————————————————————————————	「己 点 検 前 と の 比 較 公開 一部非公開 非公開 主な非公開理由	専門家会議 ○ 公正な行政執		専門家会議 □ 個人・企業等	機談会 本直な意見交換の阻害 後の阻害
会議の公開	—————————————————————————————————————	機関種別「己点検前との比較」「部非公開」まな開生の関理由	専門家会議 ○ 公正な行政執		専門家会議 □ 個人・企業等	懇談会 率直な意見交換の阻害 換の阻害
会議の公開	—————————————————————————————————————	機関種別「己点検前との比較」「部非公開」まな開生の関理由	専門家会議 ○ 公正な行政執		専門家会議 □ 個人・企業等	懇談会 率直な意見交換の阻害 換の阻害
会議の公開	—————————————————————————————————————	機関種別「己点検前との比較」「部非公開」まな開生の関理由	専門家会議 ○ 公正な行政執		専門家会議 □ 個人・企業等	懇談会 率直な意見交換の阻害 換の阻害
会議の公開	—————————————————————————————————————	機関種別「己点検前との比較」「部非公開」まな開生の関理由	○公正な行政勢行の確保	東京都設計候補者選定委員会 専門家会議	○ 個人·企業等f	率直な意見交 換の阻害
会議の公開	—————————————————————————————————————	機関を施ごし点検前との比較上部非公開生公開生公開生公開	東京都地価動向調査委員会 専門家会議 の公正な行政報	東京都設計候補者選定委員会	東京都工事等成績評定苦情審査委 専門家会議 (個人·企業等作員会)	東京都税制調査会 懇談会 本直な意見交換の阻害
会議の公開	—————————————————————————————————————	機関種別「己点検前との比較」「部非公開」まな開生の関理由	東京都地価動向調査委員会 専門家会議 の公正な行政報	東京都設計候補者選定委員会	東京都工事等成績評定苦情審査委 専門家会議 (個人·企業等作員会)	東京都祝制調査会 懇談会 本直な意見交 換の阻害
会議の公開	—————————————————————————————————————	機関を施ごし点検前との比較上部非公開生公開生公開生公開	専門家会議 ○ 公正な行政執		専門家会議 □ 個人・企業等	懇談会 本直な意見交換の阻害 換の阻害

附属機関等の情報公開チェックリスト(見直しの方向性)

機	북	検 討 有 無					
		(護事録以外のもの) 議事項目等					
		寒垣(然言者称v)		0	0	0	
	公開內容	全女 赛 旨 舍 舍 む)					
	公開	(一部削除、発言者除く)					
		全文(発言者除く)(一部削除、発言者合む)					
		41 5X (84 11m 45 75 A)	0				0
	開法	そのも					
	公開力法	ボ — A ペ — ジ 図 覧	0	0	0	0	0
議事録の公開	非公開理由	松		条例31条により審議は全て非公開と規定 開示議求で非開示決定した部分等の妥当 性の有無をインカメラ審議により検討してい る。そのため、金藻及び議事機の公開を行 うと、対象公文書の非開示部分が公開を行 ることから、性質上そくわない。 また、個人のブライバシー保護のため。	個人のブライバシー保護のため。 また、条例25条の8により審議は全て非公 開た規定している。 開示請求で非開示決定した部分等の妥 当性の有無をインカグラ審議により検討して いる。そのため、会議及び議事録の公開を 祈うと、対象保有個人情報の非開示部分 が公開となることから、性質上そくわない。	青 事業者情報及び個人情報保護を図るた め。	
		主な非公開理由		法 等	辦 作	個人·企業等情報保護	
	公開代況	公開生公開	0	0	0	0	0
	\1 	∀ 畦					0
		「己点検前との比較					
	7	頭 撮 り の み 非 公 関		0	0	0	
	プレス	全部公開 一部公開	0		<u> </u>		0
会議の公開	非公開理由	长		条例31 条により審議は全て非公開と規定 開示請求で非開示決定した部分等の妥当 性の有無をインカメラ審議により検討してい る。そのため、金銭及び議事の公開を行 うと、対象公文書の非開示部分が公開を行 ることから、性質上そくわない。 また、個人のブライバシー保護のため。	個人のブライバシー保護のため。 また、条例25条の8により審議は全て非公 開と規定している。 開売請求で非開示決定した部分等の妥 当性の有無をインカグラ審議により検討している。そのため、金護及の議事等の公開を 行うと、対象保有個人情報の非開示部分 が公開となることから、性質上そぐわない。	青 事業者情報及び個人情報保護を図るた め。	
		主な非公開理由		举	# 作 抗	個人·企業等情報保護	
	般	一部非公開		0	0	0	
		公 匨	0				0
		ここ点検前との比較					
		機関種別	附属機関	附属機関	附属機関	附属機関	専門家会議
		機関名称	東京都情報公開·個人情報保護審議会	東京都情報公開審查会	東京都個人情報保護審査会	東京都公益認定等審議会	多文化共生推進委員会
		厄 名 猅	生活文化局	生活文化局	生活文化局	生活文化局	生活文化局

附属機関等の情報公開チェックリスト (見直しの方向性)

- K	전 기 :	検討有無					
<u> </u>	<u> </u>	(議事録以外のもの) 議事項目等					
	と	要目(発言者合む)					
	公開内容	(一部削除、発言者除く)					
		全文(発言者除く)(一部削除、発言者含む)				0	
	- U4	その他 全文	0	0	0		0
	公開力法		0	0	0	0	0
公開						₹. Ø	
議事録の公開		长 粋				保護の;	
議	非公開理由					1000	
	非公					人のプラ	
						聖	
		主な非公開理由				個人・企業等情 個人のプライバシー保護のため	
	公開状況	井 公 開			_		_
	公女	公 医	0	0	0	0	0
	Œ	コ己点検前との比較			非公開 →全文公開	非公開 →全文公開	要旨公開 →全文公開
	-/	非 公 開			# 24	O #↓ 24	₩↑
	プレス	1 部 公 開 1 部 の の み					
		全部 公開	0	0	0		0
						Q.	
		长				民護のたと	
	非公開理由						
会議の公開	非公順					個人のブライバシー保護のため	
会 議						着人	
		主な非公開理由				個人 企業等情報保護	
		井 公 麗				○ 書 人 会	
	——般	公開一部非公開	0	0	0		0
	Æ	I 己 点 検 前 と の 比 較		公開			器
				一部非公開 →公開	一部非公開 →公開		一部非公開 →公開
		機関種別	会議		連絡調整会議	連絡調整会議	連絡調整会議
			專門家会議	附属機関	連絡調		電線車
			共助社会づくりを進めるための検討会		4k 4k	東京都配偶者暴力対策ネットワーク会議	
			ንል <u>ተ</u> ድ ፅኃ ር	審議会	『を進め、	兼本	金
		機関名称	いを進め	東京都男女平等参画審議会	東京都男女平等参画を進める会	者暴力交	東京都女性活躍推進会議
			を発	.都男女.	都男女	. 都西(禹 :	:都女性;
		厄 谷 翀	生活文化局	生活文化局	生活文化局	生活文化局	生活文化局
			₩ ₩	₩	₩	#	#

附属機関等の情報公開チェックリスト(見直しの方向性)

<u>li</u>	※ 土 5	議事項目等検 討 有 無				
		(議事錄以外のもの)				
		要旨(発言者除く)	0			
	松	寒旨 (発言者合む)				
	公開内容	(一部削除、発言者除く)				
		(一部削除、発言者含む) 全文				
		全文 (発言者除く)		_		_
		そ の 也		0	0	0
	公開力法	整 輝				
	77	ドー 4 ペー 沙	0	0	0	0
議事録の公開	非公開理由	·氏、《如	書議内容に企業や団体の機密情報や個人 情報が含まれる場合には、書議会の決定 により一部非公開とすることがある。			
		主な非公開理由	個人·企業等情報保護			
	公開状況	公 開	0	0	0	0
	/4 21	N m	U	0	<u> </u>	U
	Ш	己点検討との比較	非公開 →要旨公開			
	Ķ	頭撮りのみ非公開				
	プレス	一部公開	0		-	
		全部公開	Π	0	0	0
会議の公開	非公開理由	42. 餘	女性活躍推進大賞に応募した企業・団体や個人について審査するため、情報保護には細心の注意が必要である。			
NH.		主な非公開理由	個人·企業等情 報保護			
		一部非公開	0			
		公 麗	-	0	0	0
	Ш	「己点検前との比較				
		機関種別	専門家会議	附属機関	専門家会議	専門家会議
		機 関 名 称	東京都女性活躍推進会議專門委員 会	東京都消費生活対策審議会	東京都多重債務問題対策協議会	東京都公衆浴場対策協議会
		厄 佑 緋	生活文化局	生活文化局	生活文化局	生活文化局

附属機関等の情報公開チェックリスト (見直しの方向性)

- K	黑 土 4	恢 討 有 無						
		議 事 項 目 等						
		要旨(発言者除く)(議事録以外のもの)						
	<u>{</u> <	要旨 (発言者合む)						
	公開內容	(一部削除、発言者除く)						
	苓	₩ ₹	0			0	0	0
		全文(発言者除く)(一部削除、発言者合む)	<u> </u>					
		41 X		0	0			
	■ 11	その色						
	公開方法				-	-	-	
		₭ _ ◁ ୯ _ 泐	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	0	0	 ⊕ M	0 HV.	, to
議事録の公開	非公開理由	长 節	議事録及び配布資料よ、各申請者の競争 L 文は事業運営上の地位その他社会的地 化が損なわれる情報(詳細な資産状況等) や個人情報(投員压名、続柄等)を除き、 すべて公表する。			検討段階の作品等の評価価格に関する事項や収集しないと決定した作品等に関する	事項は、契約交渉や当該作品等の市場価格に対して、影響を与えるがれがある。また、・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	格については、作品等収集後、原則公開 る。)。
		主な非公開理由	個人·企業等 報保護 報等等			公正な行政執 行の確保	公正な行政執 行の確保	公正な行政執 行の確保
	公開代状況	井 公 開		0	0			
	4 H	公 匯	0	0	0	0	0	0
	Ш		非 全 之 公 文 公 公 以 。					
	K	頭振りのみ非公開	0			0	0	0
	プレス	一部公開						
		全部 公開		0	0		%	
会議の公開	非公開理由	€C. &p	私立学校審議会は、知事の諮問を受け、知事の訪問を受け、知事の所轄する私立学校の設置・廃止や学校法人の設立認可等について審議し、日本行う所属機関であり、審議において、日本中有子の所属機関であり、審議において、財権の資産が対象やとの「特徴(役員氏、各・結析等)が扱われる上があるが対象が関係が表す。との「特徴(役員氏、結析等)が扱われることがあるだめ、公開できるのは、議案の審議に入るまでの冒頭のみとなる。			購入決定前の審議段階で、対象作品等: ロデバル書末 = ト1+ & ロ笠の出用を炉・	は大いがす。今によっていまっています。 甘軸する。 また、等職者等の個人情報保 護の必要性や購入検討段階の評価価格が 公になることにより、購入先との契約交渉に 影響を及ぼするれがあるに、過ごな評価	の実施が阻害される恐れがめることなどだら、一部非公開とする。
Ϋ́		主な非公開理由	個人·企業等 報保護 養等			公正な行政執 行の確保	公正な行政執 行の確保	公正な行政執 行の確保
	搬	一部非公開	0	-		0	0	0
		公開一告书夕開	<u> </u>	0	0			
	Ш	ご己点検前との比較	非公開 → — 部非公開		一部非公開 →公開	_	_	
		機関種別	86 属機 閱	附属機関	附属機関	專門家会議	専門家会議	専門家会議
		機 関 名 称	東京都私立学校審議会	東京都私立学校助成審議会	東京芸術文化評議会	東京都江戸東京博物館資料収蔵委 員会	東京都写真美術館作品資料収蔵委 員会	東京都現代美術館美術資料収蔵委 員会
		厄 佑 貅	生活文化局	生活文化局	生活文化局	生活文化局	生活文化局	生活文化局

附属機関等の情報公開チェックリスト(見直しの方向性)

- K	医上的	快計有無						
		議 事 頃 目 等						
		要旨(発言者除く)(議事録以外のもの)		0			0	
	と	要旨 (発言者合む)						
	公開內容	(一部削除、発言者除く)						
	◁	(一部削除、発言者含む) 全文			0	0		
		全文 (発言者除く)						
		そのも 金女	0					0
	公開方法	题 覧						
	7 7	K - 4 % - 1/2 O		0	0	0	0	
議事録の公開				が含まれる場合に 了承を得ることで非	(株) k、ブライバ に関わる紛争を引 を図るものである。 企業等の秘密保	車情報及び内部審:公開又は一部非	ffずおそれがあると t理由があるとき	
議事録	非公開理由	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		審議の内容に個人情報が含まれる場合に ついては、委員会に諮り了承を得ることで非 公開とする場合がある。	ADR(裁判外紛争処理手続)法、プライバ シーや営業・技術の秘密に関わる紛争を非 公開の手続きにより解決を図るものである。 個人のプライバシー及び企業等の秘密保 護等のため。	企業秘密情報、契約関連情報及び内部審議情報等については、非公開又は一部非 公開とする。	特定の者に不利益を及ぼすおそれがあるとき、若しくはその他正当な理由があるとき、 は、非公開とする。	
		主な非公開理由		個人·企業等情 報保護	個人・企業等等 報保護 ・企業等等 ・一体・シーム・企業を表現しています。	公正な行政執 行の確保 公正な行政教 (公金)	個人·企業等情 報保護 財保護	
	公開代状況	# < E						
	4 Y	公 医	0	0	0	0	0	0
					殿 ↓ 全文公公 公公 編			
	7,	盟 振 り の み 非 公 関		0	0	0		
	プレ	一部公開	_			-	0	
		全部 公開	0	17 ##	#.冷壓 .尴	Æ	25.	0
会議の公開	非公開理由	长 節		審議の内容に個人情報が含まれる場合に ついては、委員会に諮り了承を得ることで非 公開とする場合がある。	ADR(裁判外紛争処理手続)は、プライバシン・や営業、技術の秘密に関わる紛争を非な開めの制力を指する別の手続きにより解決を図るものである。個人のプライバシー及ら企業等の秘密に関わる事項について審議する場合、並びに、紛争解決に向けた当事者等との率重な意見を扱が阻害されるおそれがあるため。	会議(審議)の内容に契約関連情報及び内部審議情報等が含まれるため	特定の者に不利益を及ぼすおそれがあるとき、 岩しくはその他正当な理由があるとき、 岩しくはその他正当な理由があるとき は、非公開とする。	
		主な非公開理由		個人.企業等情報保護	個人·企業等情報保護	公正な行政執 行の確保	個人·企業等情報保護	
	-般	一部非公開手公開		0	0	0	0	
	I	公開	0		Ŭ			0
	Ш	己点検前との比較						
		機関種別	専門家会議	専門家会議	附属機関	専門家会議	専門家会議	附属機関
		機 関 名 称	東京都平和の日記念行事企画検討 委員会	東京都名誉都民選考委員会	東京都消費者被害救済委員会	育立競技施設整備に関する諮問会議	新規恒久施設等の後利用に関するア ドバザリー会議	オリンピック・パ ラリンピック準備 東京都スポーツ振興審議会 局
		厄 佑 緋	生活文化局	生活文化局	生活文化局	オリンピック・パ ラリンピック準備 ! 同	オリンピック・パ ラリンピック準備 局	オリンピック・パ ラリンピック準備 周

附属機関等の情報公開チェックリスト (見直しの方向性)

书	黑 山:	検討有無				
		(議事録以外のもの) 議事項目等				
		要旨(発言者除く)				
	學	金女 医音音合む)				
	公開内容	(一部削除、発言者除く)				
	77	(一部削除、発言者合む) 全文	0	0	0	0
		全文(発言者除く)				
		その他 ⁽⁴⁾ 女				
	公開力法	题 伽				
		ドー 4 ペー 沙	0	0	0	0
議事録の公開	非公開理由	€C 8¢0	審議の内容に個人情報が含まれる場合等、東京都情報公開条例第7条各号に該当するとき。	審議の内容に個人情報が含まれる場合等、東京都情報公開条例第7条各号に該当するとき。	審議の内容に個人情報が含まれる場合 等、東京都情報公開条例第7条各号に該 当するとき。	審議の内容に個人情報が含まれる場合 等、東京都情報公開条例第7条各号に該 当するとき。
		主な非公開理由	個人·企業等 報保護 報保護	個人·企業等情報保護	個人·企業等情報保護	個人·企業等情
	公開大光光	 				
	4 ¥	□ ∅ 噩	0	0	0	0
	41		要旨公開 →全文公開		要旨公開 →全文公開	
	Ķ	頭振りのみ手公開				
	プレス	一部公開	0	0	0	0
		全部 公開	************************************	帯を 48	排 5/11 1 1/1	等等 我
会議の公開	非公開理由	€ %0	会議において取り扱う情報が、個人情報等を含む等、東京都情報公開条例第7条各目は数当なたま、または、会議を公開することによりがあるとまったがあると認められるとき。	会議において取り扱う情報が、個人情報等を含む等、東京都情報公開条例第7条各を自じ数当するとき。 会議を公開することにより公正かつ円滑な 会議を公開することにより公正かつ円滑な 審議が着し(阻害されるおぞれがあると認め られるとき。	会議において取り扱う情報が、個人情報等を含む等、東京都情報公開条の第7条各上等に対するに対するのでのでは、24とこのは金銭を公開することにより公正かつ日常な審議が著し、阻害されるおそれがあると認められるとき。	会議において取り扱う情報が、個人情報等を含む等、東京都情報公開条例第7条各当時とは数当するとき。 公正かつ円滑な審議が著しく阻害されるおそれがあると認められるとき。
VII.		主な非公開理由	個人·企業等情報保護	個人·企業等情報保護	個人·企業等情報保護	個人·企業等情報保護
	強	井 公 開				
	Ī	公開一部非公開	0	0	0	0
		機関種別	附属機関	附属機関	附属機関	附属機関
		機関名称	東京都国土利用審議会	東京都都市計画審議会	東京都土地利用審査会	東京都景観審議会
		厄 佑 猅	都市整備局	都市整備局	都市整備局	都市整備局

附属機関等の情報公開チェックリスト (見直しの方向性)

134	(1)		1			1
- IX	¥ ± \$	機事項目等快 討 有 無				
	-	要旨(発言者除く)(議事録以外のもの)				
	容	金女要旨 (発言者合む)				
	公開內容	(一部削除、発言者除く)				
		(一部削除、発言者合む)	0		0	0
	-	全文(発言者除く)		0		
	開法	から				
	公開力法	ボームページ 関 覧	0	0	0	0
議事録の公開	非公開理由	长 颂	審議の内容に個人情報が含まれる場合等、東京都情報公開条例第7条各号に該当するとき。		会議において取り扱う情報が、企業情報を含むなど、企業の秘密保護を図ることが必要な場合については、非公開とする。	審議の内容に個人情報が含まれる場合等、東京都情報公開条例第7条各号に該当するとき。
		主な非公開理由	個人·企業等情報保護		個人·企業等情報保護	個人·企業等情報保護
	公開、状況	公開	0	0	0	0
		N III				
	Ш		要旨公開 →全文公開	要旨公開 →全文公開	要旨公開 →全文公開	要 写 会 下 公
	プレス	頭振りのみ非公開				
	7	全部公開 一部公開	0	0	0	0
会議の公開	非公開理由	長 ぬ	等情 審議の内容に企業情報が含まれる場合等 については、非公開とする場合がある。		会議において取り扱う情報が、企業情報を等情 含むなど、企業の必密保護を図ることが必要を受けませるのでによいである。 ある。	等情 審議の内容に個人情報や企業情報が含ま がある。 がある。
			個人·企業等情報保護		個人·企業等情報保護	個人 企業等情報保護
	——	公開一部非公開	0	0	0	0
	価	己点検前との比較				
		機関種別	附属機関	附属機関	連絡調整会議	連絡調整会議
		機 関 名 称	東京都広告物審議会	東京都住宅政策審議会	東京都常磐新線及び宅地開発の一体 的推進協議会	東京都総合治水対策協議会
		厄 佑 貅	都市整備局	都市整備局	都市整備局	都市整備局

附属機関等の情報公開チェックリスト(見直しの方向性)

<u> </u>	₹ 11 5	【 熊事項目等候 討 有 無			
		(議事録以外のもの)			
	F14-	要旨(発言者命心)			
	公開內容				
	公開	(一部削除、発言者除く)			
	``	(一部削除、発言者含む)	0	0	0
		全文 (発言者除く)			
		そ の 也			
	公開 方法	题 赋			
	7 7	ドー 4 ペ — か	0	0	0
議事録の公開	非公開理由	· (数	審議の内容に個人情報が含まれる場合 等、東京都情報公開条例第7条各号に該 当するとき。	を員の自由な意見交換が阻害されるおそ れがある場合等、東京都情報公開条例第 7条各号に該当するとき	BRT事業計画の策定に向けた検討内容な と、議事後を公開することにより、事業者の 事業運営上の不利益が生じる可能性があ る場合等、東京都情報公開条例第7条各 号に該当するとき。
		主な非公開理由	個人·企業等情報保護	個人·企業等情報保護	個人·企業等情 報保護
	公開一状況	非 公 開			
	公状	公 麗	0	0	0
	Œ		殿 ↑ 予以公 以公 別謂	麥面 目公開 一全 本文公公開	要 一 全 文公公 開
	Ķ	頭撮りのみ非公開			
	プレス	一部公開	0	0	0
		全部 公開	114 ,	Apr	は継 べら
会議の公開	非公開理由	宏 險	審議の内容に個人情報や企業情報が含ま れる場合等については、非公開とする場合 がある。	会議では、施策を進める場所等も含めて検討するため、検討段階の不確定な要素を割するため、検討段階の不確定な要素を利用した場合、額た物間連集者等に与える影響が大きぐ素員の自由な意見交換が阻害される恐れがあるため	BRT事業計画の策定に向けた検討内容など、会議を公開することにより事業者の事業者の事業者の事業を登上の不利益が生じる可能性がある協議及び公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、会長の宣言により、非公開で行う
ИН		主な非公開理由	個人 ·企業等情報保護	個人·企業等情報保護	個人 ·企業等情報保護
		井 公 麗	超, 484	- 一	報(4)
		一部非公開	0	0	0
		公 麗			
	Ш	こ己点検討との比較			
		機関種別	車門家会議	連絡調整会議	專門家会議
		機 関 名 称	東京都豪雨対策検討委員会	利用者の視点に立った東京の交通戦略推進会議	臨海副都心周辺地域における公共交通協議会
		厄 佑 翀	都市整備局	都市整備局	都市整備局

附属機関等の情報公開チェックリスト(見直しの方向性)

kl	黑山的	検討有無	1	Г	Γ		
10		横計有無					0
		要旨 (発言者除く) (議事錄以外のもの)				0	0
	- K/I	(
	公開内容	(一部削除、発言者除く) 全文					
	4	₩ ☆	0	0			
		全文(発言者除く) (一部削除、発言者合む)					
		₩ ₺			0		
	公開方法	図 覧 一 化 の 色					
	公方	₭ _ ◁ ° _ 'n	0	0	0	0	0
議事録の公開	非公開理由	€ . Øp	議論の内容に各社固有の企業情報が包含されている場合等、東京都情報公開条例 第7条各号に該当するとき。	個人のブライや一保護、企業・団体等の砂密保護、自由な意見交換が阻害される 恐れがある及び公正な行政執行の確保		研究段階での仮説を多く含む情報が拡散するとにより、都民の誤解を招き、委員の自由で積極的な高更交換が旧書され、公正な行政教術の確保が困難となる恐れがある場合については、非公開とする。	固人のプライバシー保護のため
		主な非公開理由	個人·企業等情報保護	個人·企業等 報保護		公正な行政執行の確保	個人·企業等情報保護
	公開状況	公開	0	0	0	0	0
		VI ===		, , , ,		<u> </u>	₩
	411		要 女皇 女女 開				議事項目等を 公開
	Ķ	頭撮りのみ手公開				0	0
	プレス	一部公開	0	0			
		全部 公開	√n1	#4-N 1P-VN	0	51 C 11 %	
会議の公開	非公開理由	+S. R/a	議論の内容に各社固有の企業情報が包含 されている場合、非公開とすることがある。	開発審査会は開発許可処分等の違法性の有無になる。 の有無について、審議に裁決を行う準司法 的な性格を有する台議制の機関であること 計から、0個人のブライベンー保護②企業・ 団体等の砂密収穫③自由で高見交換が 阻害される恐れがある何公正な行成執行 の確保のため等に該当するとさは、審査会 に諮り了承を得た上で非公開とする。		研究段階での仮説を多く含む情報が拡散するとにより、都医の誤解を招き、委員のすることにより、都医の誤解を招き、委員の日本では、一個工程を持つな意見を換が阻害され、公正な行政執行の確保が困難となる恐れがあるため	個人のプライバシー保護のため
VN.		主な非公開理由	個人·企業等情報保護	個人·企業等 報保護 業等情		公正な行政執 行の確保	個人·企業等情報保護
		公開 一部非公開 非公開	0	0	0	0	0
	Ш	1 己 点 検 前 と の 比 較					
		機関種別	連絡調整会議	附属機関	専門家会議	専門家会議	細附属機関
		機 関 名 称	新宿々ーミナル協議会	東京都開発審査会	東京都都市復興基本計画検討委員 会	東京都地域危険度測定調査委員会	東京都市計画事業亀戸·大島·小松 川第三地区第一工区市街地再開発 審査会
		厄 佑 翀	都 市整 備 局	都市整備局	都市整備局	都市整備局	都市整備局

附属機関等の情報公開チェックリスト (見直しの方向性)

- B	黑 山 \$	恢 討 有 無	ı		T.	T.		T.	
112		(議事錄以外のもの) 議事項目等	0	0	0	0	0	0	0
	险	医肾气器 言者 合心)							
	公開內容	全文(一部削除、発言者除く)							
	``	全文(発言者除く)(一部削除、発言者合む)							
		₩ ₹							
	公開 方法	閲覧 写 での 他							
			0	0	0	0	0	0	0
議事録の公開			りため	07=VD	07=XD	07=XD	07=VD	07=VD	かため
事録(H H	₹ %	保護(保護(保護(保護(保護(保護(
轞	非公開理由		, SY	- - - - - - - -	Ž.	ジナ	٠ - ا	ý	イバシー
	非么		個人のブライバシー保護のため	個人のプライバシー保護のため	個人のプライバシー保護のため	個人のブライバシー保護のため	個人のブライバシー保護のため	個人のブライバシー保護のため	አወプラ
			靊	興	更	靊	興	豐	电
		主な非公開理由	個人 企業等情報保護	個人·企業等情報保護	個人·企業等情報保護	個人·企業等情報保護	個人·企業等情 報保護	個人·企業等情, 報保護	個人・企業等情 報保護 ***********************************
	₽₽ ₽ 2	井 公 麗	会 会 会 会	(本)	画 機 条 条	〇 簡 大 氏	(回 機 人 保	0個人報報
	公開、状況	公開							
	ЛП	「己点検前との比較	議事項目等を 公開	議事項目等を 公開	議事項目等を 公開	議事項目等を 公開	議事項目等を 公開	議事項目等を 公開	議事項目等を 公開
			議事項 公開	議事項 公開	議事項 公開	議事項 公開	議 公開 明	談事 開 開	議事項 公開
	Ķ	頭振りのみ非公開	0	0	0	0	0	0	0
	プレス	全部公開一部公開							
			ક્ર	£	£	S	£	£	Se.
		₽ % h	護のため	護のため	護のため	護のため	護のため	護のため	護のため
	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		<u>※</u> ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	ジー保	シー 余	※ 一 ※	ジー保	宗 ― 宗	ベシー保
公開	非公開理由		個人のプライバシ	個人のプライバシ	個人のプライバシー	個人のプライバシ	個人のプライバシ	個人のプライバン	個人のプライバシ
会議の公開	1115								個人の
NH.			業等情	業等情	業等情	業等情	業等情	業等情	業等情
		主な非公開理由	個人·企業等情報保護	個人·企業等情報保護	個人·企業等情報保護	個人·企業等情報保護	個人·企業等情報保護	個人·企業等情報保護	個人·企業等情報保護
	磤	# 公 圖	〇 向 幣	○ ○	〇 6 幣	〇 向 幣	○ ○	〇 6 幣	○ ○
	Ť	公開一部非公開							
	m.	ここ点検前との比較							
	Ш	にてくて上車							
		alle and the	337 EX	美	(新)	332 EX	展	展	麗
		機関種別	細附属機関	細附属機関	細附属機関	細附属機関	細附属機関	細附属機関	細附属機関
			大島小海地再	大島、江地南県	大島・江海南県	大島・江地南	大島小河地再島	大島・バ	大島・7. 5街地戸
		機関名称	鲁 区 正 七	《 相 四 二 日 日 日 名	《	6 日 日 日 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	《 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	# 	(((((((((((((((((((
		- W 18	無	十画事 5第五工	十画事業 5第六コ		画事業 第九工	無十	無 無 無 無 無 無 無 1
			東京都市計画事業亀戸・大島・小松 川第三地区第三工区市街地再開発 審査会	東京都市計画專業亀戸 · 大島 · 小松 川第三地区第五工区市街地再開発 審査会	東京都市計画專業亀戸・大島・小松 川第三地区第六工区市街地再開発 審査会	東京都市計画事業亀戸・大島・小松 川第三地区第八工区市街地再開発 審査会	東京都市計画專業亀戸 · 大島 · 小松 川第三地区第九工区市街地再開発 審査会	東京都市計画事業亀戸・大島・小松 川第三地区第十二工区市街地再開 発審査会	東京都市計画事業亀戸・大島・小松 川第三地区第十三工区市街地再開 発審査会
		同 名 等	都市整備局	都市整備局	都市整備局	都市整備局	都市整備局	都市整備局	都市整備局
			巻	梅	参	卡	梅	整	捧

附属機関等の情報公開チェックリスト (見直しの方向性)

图	р П (検 討 有 無	ı			I	I	I	<u> </u>
12	¥ 11 4	(議事録以外のもの) 議事項目等	0	0	0	0	0	0	0
	空	(保 号 桌 号 张) 月 (强							
	公開內容	全文(一部削除、発言者除く)							
	11	全文(発言者除く)(一部削除、発言者合む)							
		₩ ₺							
	公開方法	N C 他							
		₭ − ◁ ヾ − 炒	0	0	0	0	0	0	0
議事録の公開			7=85	7=8	7=80	ため	ため	7=80	ため
事録の	_	宏 数	個人のブライバシー保護のため	個人のプライバシー保護のため	個人のプライバシー保護のため	個人のブライバシー保護のため	個人のブライバシー保護のため	個人のブライバシー保護のため	保護の
艦	非公開理由								
	非公		のブライ	カブライ	のブライ	のプライ	のプライ	のブライ	のブライ
			一	個人	個人	一里	一里	一個人	一一一
		主な非公開理由	# #r # # # #	# # # 7	業機	業無無	業無無	# # #	業等
		11 Z 111 Z 112 H. III	個人·企業等情報保護	個人·企業等情, 報保護	個人·企業等情報保護	個人·企業等情 報保護	個人·企業等情報保護	個人·企業等情 報保護	個人・企業等情 報保護 報保護
	公開状況	公 開	0	0	0	0	0	0	0
			華 名	等を	等を	華	華	等を	争
		「己点検前との比較	議事項目等を 公開	議事項目等を 公開	議事項目等を 公開	議事項目等を 公開	議事項目等を 公開	議事項目等を 公開	議事項目等を 公開
	K	井 公 開	O 個分	O 編公	O 翻り	O	O 編分		O 翻り
	プレス	全部公開一部公開団振りのみ							
		☆ ☆ ◇ ■ ☆							
			護のため	護のため	護のため	護のため	護のため	護のため	護のため
	田田	内 经	一		硃	- ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	一		・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
監	非公開理由		ر ۱۳۶۶ کر ۱۳۶۶ کر	ライバジ	ライバジ	フィバジ	7/1%	541%	ライバジ
会議の公開	弄		個人のプライバシ	個人のプライバシ	個人のプライバシー	個人のプライバシ	個人のプライバシ	個人のプライバシー保	個人のブライバシ
44							華		事
		主な非公開理由	個人·企業等情報保護	個人·企業等情報保護	個人·企業等情報保護	個人·企業等情報保護	個人·企業等情報保護	個人·企業等情報保護	個人·企業等情報保護
		井 公 麗	回 問 子 余	回 開 人 余	回 開 子 余	回 樹 人 子 安	回 開 人 子 安	〇 簡勝 人衆	〇 簡 格 人 余
		一部非公開	0	0	0	O .	O .	0	U
		公 匿							
	Ш	ここ点検前との比較							
			_			_	_		
		機関揮別	細附属機関	細附属機関	細附属機関	細附属機関	細附属機関	細附属機関	細附属機関
			東京都市計画事業亀戸・大島・小松 川第三地区第十四工区市街地再開 発審査会	東京都市計画事業環状第二号線新橋·虎/門地区市街地再開発審査会	東京都市計画事業花畑北部土地区 画整理審議会	東京都市計画事業瑞江駅西部土地 区画整理審議会	東京都市計画事業篠崎駅東部土地 区画整理審議会	東京都市計画事業豊洲土地区画整 理審議会	東京都市計画事業六町四丁目付近 土地区画整理審議会
			N	a状第二 b再開系	知 治 題	江駅	56年期	平十系	四四二
		機関名称	無 無 間 無 日]事業環で で 1年街地] 事 業	業業	<u>事</u> 纸 業 簽	#K	事 審 業 完
			作	市計画	作 審 指	世 田 選	市 理 審 選	市 余 福 画	上 屋 屋 田
			東三条 宗 開 第 三 巻 三 巻	東京都橋・虎ノ	東京南画整理	東 区 国 機	東 区 国 内 器	東京都理審議	本 任 居 区 第
		同 名 猅	都市整備局	都市整備局	都市整備局	都市整備局	都市整備局	都市整備局	都市整備局
			"-	117	117	"-	"-	117	114-

附属機関等の情報公開チェックリスト (見直しの方向性)

-18	黑 出 :	検討 有無	1	0	T	I	I	T
112		(議事錄以外のもの)議事項目等	0	0				0
	{ X II	要旨(発言者合む)要旨(発言者除く)						
	公開內容	(一部削除、発言者除く)						
	77	(一部削除、発言者合む)			0			
		全文(発言者除く)						
	公開方法	図 覧 N の 色						
			0	0	n ⇒ ≺ ™ - ○	NV.	laD.	の ()
議事録の公開	非公開理由	长 数	個人のブライバン一保護のため	個人のプライバシー保護のため	審査請求に対する裁決や建築物の許可に での同意について審査を指したり、以 下に該当する場合は非公開とす。(0個人 のプライバシー保護のため、②自由な意見 交換が阻害される恐れがあるため及び③ 公正な建築審査会事務の遂行のため。	法令等による公開禁止(建設業法第25条の22)	法令等による公開禁止(条例施行規則第 18条)	資格試験に関する方針及び合格基準点の 決定をはじめとして、公正な行政執行の確 保に支障をきたすおそれがあり、東京都情 報公開条例第7条各号に該当するため
		主な非公開理由	個人·企業等情報保護	個人·企業等情報保護	個人·企業等情報保護	张 俳	拼	個人·企業等情報保護
	公開一状況	公 開	0	0	← #F	0	0	0
	· · · · ·	V4 mm	## ##	₩ ₩				44
	Ш		議事項目等を 公開	議事項目等を 公開	要旨公開 →全文公開			議事項目等を 公開
	プレス	頭撮りのみ非公開	0	0		0	0	0
	7	全部公開一部公開			0			
会議の公開	非公開理由	& 夠	個人のプライバシー保護のため	個人のブライバシー保護のため	審査請求に対する裁決や建築物の許可に との同意について審査を指した以 下に該当する場合は非公開とする。(0個人 のブライバシー保護のため、②自由な意見 交換が阻害される恐れがあるため及(X③ 公正な建業審査会事務の遂行のため。	法令等による公開禁止(建設業法第25条の22)	法令等による公開禁止(条例施行規則第 18条)	資格試験に関する方針及び合格基準点の 決定等を行うため、公開すると公正な行政 執行の確保に支障をきたすおそれがあるた め。
(11			業 本 ==	業	業 # #			業等
		主な非公開理由	個人·企業等情報保護	個人·企業等情報保護	個人·企業等情報保護	光等	光	個人·企業等情報保護
	~	一部非公開非公開	0	0	○	0	0	0
		公開			_			
	Ш	ここ点検討との比較						
		機関種別	細附属機関	細附属機関	的属機関	附属機関	附属機関	附属機関
		機関名称	東京都市計画事業有明北土地区画 整理審議会	東京都市計画事業晴海四·五丁目土 地区画整理審議会	東京都建築審査会	東京都建設工事紛争審査会	東京都建築紛争調俸委員会	東京都建築土審査会
厄 允 貅		都市整備局	都市整備局	都市整備局	都市整備局	都市整備局	都市整備局	

附属機関等の情報公開チェックリスト (見直しの方向性)

磁	《 식 :	検討 有無						
		(議事録以外のもの) 議事項目等	0	0				
		要旨(発言者除く)						
	公開內容	全女要旨(発言者合む)						
	公器	(一部削除、発言者除く)						
		全文(発言者除く) (一部削除、発言者合む)						
-		(H (X)			0	0	0	0
	公開力法	図 配 N O 包						
	77	K - 4 % - %	0	0	0	0	0	0
議事録の公開	非公開理由	氏 如	個人のプライバシー保護	法令等による公開禁止(公害紛争処理法 第37条)、個人のプライバシー保護				
		主な非公開理由	個人·企業等情報保護	法令等				
	公開伏況	公開生公開	0	0	0	0	0	0
			₩	140				
	Ш	ここ点検討との比較	議事項目等を 公開	議事項目等を 公開				
	Ķ	頭撮りのみ非公開	0	0				
	プレス	全部公開一部公開			0	0	0	0
会議の公開	非公開理由	42. 8位	「個人のブライバシー保護	法令等による公開禁止(公害紛争処理法第37条)、個人のプライペシー保護 ※総会は冒頭のみ公開、頭撮りのみ可能				
		主な非公開理由	個人·企業等情報保護	等 。				
	~	一部非公開	0	0				
	,	公 匨			0	0	0	0
	Ш	「己点検前との比較						
		機関種別	附属機関	附属機関	附属機関	附属機関	附属機関	專門家会議
	局 名 等機 関 名 称		東京都都営住宅高額所得者審査会	東京都公書審査会	東京都環境保全推進委員会	東京都環境審議会	東京都環境影響評価審議会	東京2020オリンピック・バラリンピック環境アセスメント評価委員会
			都市整備局	環境局	環境局	環境局	環境局	環境局

附属機関等の情報公開チェックリスト (見直しの方向性)

掛	R - 님 :	検 討 有 無						
		(議事録以外のもの) 議事項目等						
		要旨(発言者除く)						
	公開內容	全女要旨 (発言者合む)						
	公開	(一部削除、発言者除く)						
		全文(発言者除く) (一部削除、発言者含む)						
		(H 1X)	0	0	0	0	0	0
	公開 方法	図 覧 や の 色						
	7 17	ドー 4 ペー か	0	0	0	0	0	0
議事録の公開	非公開理由	42. 8位						
	親沉	非 公 開 主 な 非 公 開 理 由						
	公開状況	公 圏	0	0	0	0	0	0
		ここ点検討との比較	要旨公開 →全文公開	要旨公開 →全文公開	要旨公開 →全文公開	要旨公開 →全文公開	要旨公開 →全文公開	要旨公開 →全文公開
	7	頭撮りのみ非公開						
	プレス	一部公開			0			
-		全部 公開	0	0	0	0	0	0
会議の公開	非公開理由	宏 数						
		非 公 開 主 な 非 公 開 理 由						
	—般	一部非公開				^		
		◁ 噩	O EE	O EE	0	0	○ ==	0
		ここ点検討との比較	非公開→公開	非公開→公開	一部非公開 →公開		非公開→公開	一部非公開 →公開
		機関種別	専門家会議	専門家会議	専門家会議	專門家会議	専門家会議	連絡調整会議
		機 関 名 称	優良特定地球温暖化対策事業所の 認定制度に係る審査委員会	排出量取引の運用に関する専門家委 員会	東京都地域冷暖房区域指定委員会	水素社会の実現に向けた東京推進会 議	東京都建築物環境計画書制度改正 に係る技術検討会	東京都フロン等回収・処理推進協議会
		區 佑 猅	環境局	環境局	環境局	環境局	環境局	環境局

附属機関等の情報公開チェックリスト (見直しの方向性)

-li	※ 士:	検討有無							
		(議事録以外のもの) 議事項目等							
		要旨 (発言者除く)							
	公開內容	全文 (第 言 者 合 む)	-						
	公開	(一部削除、発言者除く)			_	_			
		(一部削除、発言者含む)			0	0			
		全文(発言者除く)	0	0			0	0	0
	開法	その色							
	公開力法		0	0	0	0	0	0	0
W-C									
議事録の公開					ため	ため			
録の					民襲の	民襲の			
艦	田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田				影響	影響			
	非公開理由				<u></u> 記等のÿ	5年の3			
	井				品技術	製品技術等の秘密保護のため			
			-		垂	平			
		主な非公開理由			個人・企業等情 製品技術等の秘密保護のため	個人·企業等情報			
		11 太手么保证任			八· 徐 寶	八 (((((((((((((((((((
	開記	井 公 開							
	公開、状況	⟨⟨ 国	0	0	0	0	0	0	0
					噩	噩	噩	噩	
		I 己 点 検 前 と の 比 較			非公開 →全文公開	非公開 →全文公開	i E 公開 全文公開	要旨公開 →全文公開	
		# 公 图			# 1	#,↑	₩↑	▶↑	
	プレス	頭振りのみ							
	7	全部公開一部公開	0	0	0	0	0	0	0
					1500	7500			
		长 ぬ			乗る	来			
					泰	泰			
公謡	非公開理由				を 金田 を の	新等の			
会議の公開	#				製品技術等の秘密保護のため	製品技術等の秘密保護のため			
Ä					新	新			
		主な非公開理由			個人·企業等情報保護	個人·企業等情報保護			
					是 人· 金	MA A MA			
	~~	井 公 開							
		公開 一部非公開	0	0	0	0	0	0	0
					噩	噩			
	Ш	I 己 点 検 前 と の 比 較	非公開 開	非公 調 調	期 祁非公	期 祁非公			
			一部非公開 →公開	一部非公開 →公開	非公開 →一部非公開	非公開 →一部非公開			

		機関種別	連絡調整会議	専門家会議	専門家会議	専門家会議	附属機関	専門家会議	附属機関
				世	計	世	密	計	8厘
			無		認	御	及協談議		
			行政計	計	を 機器	調売	第 第 第 所	XIX	411244 414
		×93 mm ⊾= L≤	原 保安	物質物	模燃烤	減少	報 計 計	来 同 公子	無
		機関名称	火薬	子 朱	小規	物質	第二年	檢討	境保
			(A) (A)	数小粒	底CO2	4 大	世 を 単 単 線	松然	当然
			高圧ガス及び火薬類保安行政推進会 議	大気中微小粒子状物質検討会	低NOX·低CO。小規模燃焼機器認定委員会	東京 都粒子状物質 減少装置指定審 查会	東京都自動車排出窒素酸化物及び 粒子状物質総量削減計画策定協議 会	土壌汚染対策検討委員会	東京都自然環境保全審議会
			恒騰	K	商 楸		東 対 会	H	i K
		厄 佑 猅	環境局	環境同	環境同	環境同	環境同	環境同	環境局
		- CO	艦	煙	壓	煙	壓	煙	艦
				Ī	i	I	I	ī	

附属機関等の情報公開チェックリスト(見直しの方向性)

極	∜ <u> </u>	機事項目等						
		要旨(発言者除く)(議事録以外のもの)						
	公開內容	金女 (発言者合む)						
	公園	(一部削除、発言者含む) 生文 (一部削除、発言者除く)						0
		全文 (発言者除く)	0	0	0	0	0	
	公開 方法							
	公方	H - 4 ペーツ	0	0	0	0	0	0
議事録の公開	非公開理由	长 颂						個人・企業等情 施設の処理技術等の秘密保護のため
		主な非公開理由						個人·企業等性報保護
	公開、	公园	0	0	0	0	0	0
	Ш	己点検前との比較	非公開 →全文公開	非公開 →全文公開			要旨公開 →全文公開	非公開 →全文公開
	プレス	頭振りのみ非公開						
	<u>ل</u> ل	全部公開一部公開	0	0	0	0	0	0
会議の公開	非公開理由	长 馋						施設の処理技術等の秘密保護のため
		主な非公開理由						個人·企業等情報保護
		公開 一部非公開 非公開	0	0	0	0	0	0
		N ==						噩
	Ш	己点検討との比較	非公開→公開	非公開→公開			一部非公開 →公開	非公開 →—部非公開
		機関種別	専門家会議	連絡調整会議	附属機関	連絡調整会議	専門家会議	専門家会議
		機 関 名 称	地下水対策検討委員会	屋形船水環境保全対策推進協議会	東京都廃棄物審議会	東京都産業廃棄物対策推進協議会	東京都廃棄物処理施設の審査に係る 専門委員会	産業廃棄物処理業及び産業廃棄物 処理施設の審査に係る専門的検討委 員会
		厄 佑 貅	環境局	環境局	環境局	環境局	環境局	调场同

附属機関等の情報公開チェックリスト (見直しの方向性)

18	医上的	検討 有無				0		
		(議事 録 以 外 の も の) 議 事 項 目 等		0				
		要旨(発言者除く)						
	石	全文 第言者合む)						
	公開内容	(一部削除、発言者除く)			_	_		
		(一部削除、発言者合む)			0	0		
		全文(発言者除く)	0				0	0
	III H.1	そ の 包						
	公開力法	ボームページ 閲覧	0	0	0	0	0	0
		K = 4 \ = 1/1	Ŭ		0	O		<u> </u>
議事録の公開	非公開理由	长 额		個人のブライバシー保護及び法人の秘密 保護のため。	個人・企業等情 報保護 報保護	個人・企業等情 法人等の秘密保護のため。		
		主な非公開理由		個人·企業等情 報保護	個人·企業等情報保護	個人·企業等情報保護		
	公開大米沢	# 公 图		0				
	∠ ÷	公 麗	0	10	0	0	0	0
		己点検前との比較		議事項目等を 公開	非公開 →全文公開	非公開 →全文公開		
	K	頃 撮 り の み 非 公 関		0	0	0		
	プレス	全部公開一部公開						
		全部 公開	0	M-			0	0
会議の公開	非公開理由	玉 類		個人のブライバシー保護及び法人の秘密 保護のため。	法人等の秘密保護のため。	法人等の秘密保護のため。		
		主な非公開理由		個人·企業等情報保護	個人,企業等情報保護	個人·企業等情報保護		
		一部非公開		0	0	0		
		公 麗	0				0	0
	4	「己点検前との比較						
		機関種別	附属機関	専門家会議	専門家会議	專門家会議	連絡調整会議	附属機関
		機 関 名 称	東京都社会福祉審議会	社会福祉施設整備費補助対象法人 審查委員会	社会福祉法人專門家会議	法人·施設等指導委員会	東京都保健医療計画推進協議会	東京都医療審議会
		厄 名 猅	福祉保健局	福祉保健局	福祉保健局	福祉保健局	福祉保健局	福祉保健局

附属機関等の情報公開チェックリスト (見直しの方向性)

18	ж -1 :	検討有無						0	
_		(議事録以外のもの) 議事項目等							
		要旨 (発言者合む)							
	公開內容	₩ ₩							
	公開	(一部削除、発言者除く)							
		全文(発言者除く) (一部削除、発言者合む)							
		₩ ☆	0	0	0	0	0	0	0
	公開力法	図 配 小							
	公方	K - 4 % - 1/2	0	0	0	0	0	0	0
噩									
議事録の公開	非公開理由	₹ 繳							
		主な非公開理由							
	公開 状況	公開	0	0	0	0	0	0	0
			-	-	-	-	-	-	
	Ш	ここ点検前との比較							非公開 →全文公開
	Ķ	頭撮りのみ非公開							
	プレス	全部公開一部公開	0	0	0	0	0	0	0
会議の公開	非公開理由	€ \$0							
		主な非公開理由							
		一部 非公 開							
		公 麗	0	0	0	0	0	0	0
	41	Iこ点検前との比較							非公開→公開
		機関種別	専門家会議	専門家会議	専門家会議	専門家会議	専門家会議	専門家会議	専門家会議
		機 関 名 称	東京都特定機能病院連絡協議会	東京都リハピリテーション協議会	東京都糖尿病医療連携推進協議会	東京都脳卒中医療連携協議会	東京都在宅療養推進会議	転院支援情報システム検討会議	東京都地域リハビリテーション支援セン ター選定委員会
		厄 名 猅	福祉保健局	福祉保健局	福祉保健局	福祉保健局	福祉保健局	福祉保健局	福祉保健局

附属機関等の情報公開チェックリスト (見直しの方向性)

10 10 10 10 10 10 10 10	lğ.	₩ 41 5	検討 有無					
19			議 事 項 目 等					
1			要旨 (発言者除く)					
19		公公						
19		公開	(一部削除、発言者除く)					
19 19 19 19 19 19 19 19		``	(一部削除、発言者合む)					
1				0	0	0	0	0
1		田 七	その他					
		領 方		0	0	0	0	0
			K = 1 \ = 11					
	0公開							
	録の		不 版					
	議	田画						
(2) (2) (2) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4		公開						
1		#						
1								
1								
1			主					
1		■ ₽	非公 照					
		公洪	公园	0	0	0	0	0
							EE.	
		•	こ己点検討との比較				公文器公公	
19							要↑目全	
		Ķ						
200		ړ 7	一部公開					
1		Т	()	0	0	0	0	O
1								
1								
1								
		田田	────────────────────────────────────					
	噩	開調						
東京都園産別医療性関別で審査会会 教急医療性関別で審査会会 教令の医療性関別で審査会会 主が問題	92	非2						
東京都園産別医療性関別で審査会会 教急医療性関別で審査会会 教令の医療性関別で審査会会 主が問題	誤							
東京都歯科保健対策推進協議会 連絡調整会議 対急医療地質協議会 連絡調整会議 連絡調整会議 連絡調整会議 東京都がんが対策推進協議会 連絡調整会議 東口の コ 石 西 田 コ 石 西 田 コ 日 田 田 日 日 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田	(11							
東京都面神保健対策推進協議会 連絡調整会議 東京都がん 対策推進協議会 連絡調整会議 東京都がん 対策推進協議会 連絡調整会議 東京都の任本対策協議会 東門家会議 東京都の産業対策協議会 東門家会議 東京都の産業が策協議会 東門家会議 東京都の産期医療協議会 東門家会議			主な非公開理由					
東京都面神保健対策推進協議会 連絡調整会議 東京都がん 対策推進協議会 連絡調整会議 東京都がん 対策推進協議会 連絡調整会議 東京都の任本対策協議会 東門家会議 東京都の産業対策協議会 東門家会議 東京都の産業が策協議会 東門家会議 東京都の産期医療協議会 東門家会議								
(本) (**)			一部非公開					
東京都歯科保健対策推進協議会 対急医療対策協議会 対急医療機関認定審查会 連絡調整会議 連絡調整会議 連絡調整会議 連絡調整会議 連絡調整会議 連絡調整会議			公 麗	0	0	0	0	0
東京都歯科保健対策推進協議会 対急医療対策協議会 対急医療機関認定審查会 連絡調整会議 連絡調整会議 連絡調整会議 連絡調整会議 連絡調整会議 連絡調整会議			1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1					
東京都衛和 東京都衛和 東京 東東京都 大人之為 医康子氏 医康子氏 医腹膜炎 医肠囊炎 医肠囊炎 医肠囊炎 医肠囊炎 医腹膜炎 医腹膜炎 医腹膜炎 医腹膜炎 医腹膜炎 电阻 化 医腹膜炎 电阻 医腹膜炎 电阻 医腹膜炎 电阻 医腹膜炎 电阻 医腹膜炎 电电点 医甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基		Ш	「己点検前との比較」					
東京都衛和 東京都衛和 東京 東東京都 大人之為 医康子氏 医康子氏 医腹膜炎 医肠囊炎 医肠囊炎 医肠囊炎 医肠囊炎 医腹膜炎 医腹膜炎 医腹膜炎 医腹膜炎 医腹膜炎 电阻 化 医腹膜炎 电阻 医腹膜炎 电阻 医腹膜炎 电阻 医腹膜炎 电阻 医腹膜炎 电电点 医甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基				eas.	1,46,0		1,46,0	
東京都衛和 東京都衛和 東京 東東京都 大人之為 医康子氏 医康子氏 医腹膜炎 医肠囊炎 医肠囊炎 医肠囊炎 医肠囊炎 医腹膜炎 医腹膜炎 医腹膜炎 医腹膜炎 医腹膜炎 电阻 化 医腹膜炎 电阻 医腹膜炎 电阻 医腹膜炎 电阻 医腹膜炎 电阻 医腹膜炎 电电点 医甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基				'	整 会	無	整 会	織
東京都衛和 東京都衛和 東京 東東京都 大人之為 医康子氏 医康子氏 医腹膜炎 医肠囊炎 医肠囊炎 医肠囊炎 医肠囊炎 医腹膜炎 医腹膜炎 医腹膜炎 医腹膜炎 医腹膜炎 电阻 化 医腹膜炎 电阻 医腹膜炎 电阻 医腹膜炎 电阻 医腹膜炎 电阻 医腹膜炎 电电点 医甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基			株 尉 程 另	经調理	各詞	三 三 三 三	各詞	影
					뻿	一	뻿	中
				報				
				一 一 一	鎌		₫K	₫Ħ
			機 関 名 祢	策	(進路	ARK AIA	審	東協議
				保健文	本 新	兼 宿 ः	麗認之	期医湯
					β <i>λ</i> έλό ⁵	松紫	[秦機	5周産
				東京	東京	数 急 图	数急医	東 京 巻
「			厄 佑 翀	L保健	L保健	L保健	L保健	上保健
				中型	個和	相	個和	帽

附属機関等の情報公開チェックリスト (見直しの方向性)

格	黑 土 4	検討有無						
		(議事録以外のもの) 議事項目等						
		要旨(発言者除く)						
	公公	全女 (発言者含む)						
	公開內容	(一部削除、発言者除く)						
		全文(発言者除く)					0	
		₩ ₩	0	0	0	0		0
	公開方法	図 覧 や の 色						
	(A +C	ドー 4 ペー 沙	0	0	0	0	0	0
藍							ç	
議事録の公開							養のた	
· 章	田田	长					— 张	
都性	非公開理由						3/7	
	非2						(D)	
							個人・企業等情 個人のプライバシー保護のため。	
		主な非公開理由					業	
		三太手么即理由					引 、	
	公開一状況	井 公 囲						
	2サ	◁ 噩	0	0	0	0	0	0
	Ш	「己点検前との比較				— — — — — — — — — — — — — — — — — — —		
						非公開 →全文公開		
	К	頭撮りのみ手公開						
	プレス	一部公開						
		全部 公開	0	0	0	0	0	0
							12 %	
		₹ %					来護の	
	理由						§	
公開	非公開理由						プライ,	
会議の公開	半						個人のプライバシー保護のため	
44							華	
		主な非公開理由					⊕ 業	
							個人·企業等情報保護	
	— 舰	一部非公開					0	
		公 匯	0	0	0	0		0
	лп	こ己点検前との比較				置◇	非公開	
	ш	こには本首との上車				非公開一公開	公開 →—部非公開	
			- Sekki	Shite	Selac			W ##
		機関種別	専門家会議	専門家会議	車 門家 公譲	専門家会議	専門家会議	連絡調整会議
			一	一	一		中	重
						(表) (本)		
					協議会	= 連	纖	議
		機関名称	協 議 会	協 議 会	松米	· 清度	推開	推進協
			医療	医海(去 丽	検	安全]究明
			東京都小児医療協議会	東京都災害医療協議会	東京都へき地医療対策協議会	東京都衛生検査所精度管理検討委 員会	東京都医療安全推進協議会	東京都死因究明推進協議会
			展	承	展	東員京会	東京	東京
			種局	健局	種局	養局	健局	健局
		同 名 猅	福祉保健局	福祉保健局	福祉保健局	福祉保健局	福祉保健局	福祉保健局
			l "	.,		I .,		l .,

附属機関等の情報公開チェックリスト (見直しの方向性)

- A	张 士:	検討有無						<u> </u>		
		(議事録以外のもの) 議事項目等	0	0						
	Γ//π	要旨(発言者命)								
	公開内容	(一部削除、発言者除く)								
	ব	(一部削除、発言者合む) 全文								
		全文(発言者除く)			0	0	0	0	0	0
	m 11	4 6 句			U	U	Ŭ	0	0	
	公開力法	ボー 4 ペー 汐	0	0	0	0	0	0	0	0
噩			0							
議事録の公開			公正な行政執行の確保のため。	Healty						
事事	田田	€ \$\$	の確保	個人のプライバシー保護						
龍	非公開理由		及 数 行	٠ ١						
	非/			(07)						
				画						
		主な非公開理由	(小安 (本) (本)	企業等						
			公正な行政執 行の確保	個人·企業等情報保護						
	公開「状況」	公開	0	0	0	0	0	0	0	0
	\1 x	A 100	桷	垧						
	41	コ己点検前との比較	議事項目等を 公開	議事項目等を 公開						草 旨公開 ◆全文公開
			(A)	搬公						単↑
	プレス	頭振りのみ非公開	0	0						
	کرا	全部公開一部公開			0	0	0	0	0	0
			20							
			のため							
	<u> </u>	长 微	- の確係	Į						
選	非公開理由		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	5413						
会議の公開	非2		公正な行政執行の確保のため。	個人のプライバジー						
似				= 色						
		主な非公開理由	公正な行政執 行の確保	個人·企業等情報保護						
			公正な行の確	個人:1報保護						
	一般	一部非公開 土公開	0	0						
		公開			0	0	0	0	0	0
	ļm									
	Ш	1 己 点 検 前 と の 比 較								
					搬	- Verbit-	aige	4/202	41500	∰.
		機関揮別	附属機関	附属機関	連絡調整会議	専門家会議	専門家会議	専門家会議	專門家会議	細連絡調整会 議
					重	雪		重		架 無
				KK mi(414		東京都地域医療支援センター運営委 員会	で た ン	東京都看護職員需給見通U策定検討 会	
			4K	金選業	当協議	議	ر ا هر	華文	通し第	
		機関名称	試験委	参	うザ運き	对 策 版	支援セ	環境改	能	織
			看護師	護師等	-77	或 医 療	域医療	廢勤務 3議会	護職員	医療協
			東京都准看護師試験委員会	東京都看護師等修学資金選考委員会	東京都ナースプラザ運営協議会	東京都地域医療対策協議会	≒ 計 が が	東京都医療勤務環境改善支援センター運営協議会	京都看記	西多摩 地域保健医療協議会
		厄 佑 翀	福祉保健局	福祉保健局	福祉保健局	福祉保健局	福祉保健局	福祉保健局	福祉保健局	福祉保健局
		N VII	福祉	福祉,	福祉,	福祉,	福祉,	福祉	福祉	福祉

附属機関等の情報公開チェックリスト (見直しの方向性)

機	₹ 11 \$	検討 有無							
		(議事録以外のもの) 議事項目等							
		要旨(発言者除く)							
	公開內容	全文 第言者合む)							
	公開	(一部削除、発言者除く)							
		全文(発言者除く)(一部削除、発言者合む)							
		₩ ₺	0	0	0	0	0	0	0
	公開 方法	図 覧							
	24 HZ	ドー 4 ペー 炒	0	0	0	0	0	0	0
の公開									
議事録の公開	非公開理由	宏 馋							
]	主な非公開理由							
	公開状況	公開北公開	0	0	0	0	0	0	0
	Ш	「己点検前との比較	要旨公開 →全文公開	要旨公開 →全文公開	要旨公開 →全文公開				
	プレス	頭撮りのみ非公開							
	J,	全部公開一部公開	0	0	0	0	0	0	0
会議の公開	非公開理由	· (2)							
		非公開 生 台 開 理 由							
	—般	公 開 一 部 非 公 開	0	0	0	0	0	0	0
		「己点検前との比較						-	-
		機関種別	細連絡調整会 議	細連絡調整会 議	細連絡調整会 議	細連絡調整会	細連絡調整会	専門家会議	車門家会議
		機 関 名 称	南多摩 地域保健医療協議会	北多摩西部 地域保健医療協議会	北多摩南部 地域保健医療協議会	北多摩北部 地域保健医療協議会	島しょ 地域 保健 医療協議会	自殺総合対策東京会議	東京都健康推進プラン21(第二次)推進会議
		匠 佑 翀	福祉保健局	福祉保健局	福祉保健局	福祉保健局	福祉保健局	福祉保健局	福祉保健局